

## 案件

# 枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）について

学校教育部 放課後子ども課

## 1. 政策等の背景・目的及び効果

前回の教育子育て委員協議会で報告させていただいた「（仮称）枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（素案）」について、令和6年12月に児童の放課後対策審議会より、「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）」（以下「放課後行動計画（案）」という。）として、答申を受けました。

この度、放課後行動計画（案）についてパブリックコメントを実施しましたので、その内容といただいた意見を踏まえた放課後行動計画（案）についてご報告するものです。

## 2. 内容

### (1) パブリックコメント

①意見募集期間：令和6年（2024年）12月12日（木）から令和7年（2025年）1月8日（水）まで

②意見募集方法：意見回収箱への投函、市ホームページ専用フォーム（Logo フォーム）、郵送ファクス、電子メール

③意見提出者数：4人

④意見の要旨と市の考え方：資料1「パブリックコメントの意見及び市の考え方」のとおり

### (2) 放課後行動計画（案）への意見の反映について

資料2 パブリックコメントの意見に係る放課後行動計画への反映等一覧

資料3 枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）＜概要版＞

資料4 枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）

### 3. 実施時期等（今後のスケジュール）

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 令和7年2月 | 教育子育て委員協議会に計画（案）について報告 |
| 3月     | 教育委員会定例会に計画（案）を提出      |
|        | 計画策定・公表                |

### 4. 総合計画等における根拠・位置付け

|      |        |                        |
|------|--------|------------------------|
| 総合計画 | 基本目標   | 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち  |
|      | 施策目標15 | 子どもたちが健やかに育つことができるまち   |
|      | 施策目標16 | 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち |

#### SDGsとの関連



### 5. 関係法令・条例等

こども基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、社会教育法、こども大綱、  
こども未来戦略方針「加速化プラン」、子どもを守る条例

## パブリックコメントの意見及び市の考え方

| No. | ご意見の要旨                                                                                                                                                                                                                | 市の考え方                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | <p>P5「5 総合型放課後事業の現状」について</p> <p>「これら3つの事業（留守家庭児童会室、放課後オープンスクエア、枚方子どもいきいき広場事業）を一体的かつ連携して実施する」とあるが、児童にとっては学校教育とつながっており、また、地域にとって小学校は一次避難所となるので、『学校や校区の自主防災組織など地域の関係団体とも連携する』という視点は必要ないのか。</p>                           | <p>総合型放課後事業は、遊びや活動を通じて、主体性や社会性といった非認知能力の育成を図る事業であり、これまでも学校教育とも大きな関わりがあります。また、地域との連携についても、P34「9 放課後児童対策の考え方と方向性（1）総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進①地域等との連携による多様な体験活動の推進」に記載のとおり、地域とのさらなる連携により体験活動を進めてまいります。</p>                                                       |
| 2   | <p>P5「5 総合型放課後事業の現状」のイメージ図について</p> <p>横線は実施日（平日・三季休業期と土曜日）の境界線だと思われるが、放課後オープンスクエアは土曜日にも実施、枚方子どもいきいき広場事業は基本土曜日に実施している。境界の位置が違うのではないか。また、縦線の意味がわからない。枚方子どもいきいき広場はオープンスクエア、留守家庭児童会室の両方にかかるのではないか。もう少しわかりやすい図にしてはどうか。</p> | <p>総合型放課後事業の実施日や対象者がわかるよう図を修正しました。</p>                                                                                                                                                                                                                              |
| 3   | <p>P25「7 アンケート調査等からみえてきたこと（7）アンケート調査や意見聴取等のまとめ②児童の意見聴取のまとめ」について</p> <p>（1）「子ども会議」とは何か。</p> <p>（2）「ルール」について、学校で指導されるルールと留守家庭児童会室で指導されるルールとの差異や矛盾があれば児童が混乱すると思うが、学校の指導方針との整合性についての考え方を記載してはどうか。</p>                     | <p>（1）「子ども会議」とは子どもたちが主体となって意見を出し合い問題の解決策を考える場として設定しているものですが、いただいたご意見を踏まえ、表記を修正しました。</p> <p>（2）「ルール」については、基本的には学校のルールに基づいて運営をしています。総合型放課後事業の運営については、P31「9 放課後児童対策の考え方と方向性（1）総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進」に記載のとおり、子どもの視点に立って、子どもの意見を聴き、子どもと共に居場所づくりをめざしてまいります。</p> |

|   | ご意見の要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 市の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | <p>P31「9 放課後児童対策の考え方と方向性」について</p> <p>アンケートから見えてきた課題を踏まえての考え方と方向性を示すとのことだが、留守家庭児童会室についての児童のアンケート結果では、遊び道具が少ないなどの意見があり、特に夏休みなど長時間狭い教室で過ごす児童にとっては、切実な意見だと感じたが、これに対する方向性はどのように考えているのか。</p>                                                                                                                                                               | <p>いただいたご意見と施設改善を求める子どもや保護者のニーズが高いことを踏まえ、子どもにとってより良い居場所となるよう、環境改善や遊具等の設備、備品の充実を行うとともに、体育館や図書室などの学校施設について、これまでと同様に有効活用を進めてまいります。なお、ご意見を踏まえ、本計画（案）に「設備、備品の充実」の記述を追加しました。</p>                                                                                                      |
| 5 | <p>P31「9 放課後児童対策の考え方と方向性」について</p> <p>「他市事例（寝屋川市、高槻市、交野市、八幡市など）の放課後児童クラブの運営方法（おもちゃの質・量や、車でのお迎えの方法など）も参考にして改善していく」といった内容を追記してはどうか。</p>                                                                                                                                                                                                                 | <p>他市事例については、これまでからも意見交換や情報収集に努めているところであり、今後も引き続き努めてまいります。</p>                                                                                                                                                                                                                  |
| 6 | <p>P32「9 放課後児童対策の考え方と方向性④いじめに対する取り組みの推進」について</p> <p>（１）枚方子どもいきいき広場事業についても含まれるのか。含まれるのであれば、枚方子どもいきいき広場実施団体に取り組み方法についての研修が必要ではないか。</p> <p>（２）また、「全職員に情報を共有」とあるが、実際のケースでは、親に知られたくないなどの理由により児童から誰にも言わないでほしいと訴えられる場合も想定され、慎重に扱わないと職員との信頼関係が失われたり、児童を苦しめてしまう可能性もあるので、「児童の気持ちに十分配慮して、全職員に情報を共有」としてはどうか。</p> <p>（３）地方公務員法上の守秘義務は民間事業者やパートの補助員に担保されているのか。</p> | <p>（１）枚方市いじめ防止基本方針に基づき、枚方子どもいきいき広場事業についても、連携して、いじめ防止等の取り組みを行ってまいります。</p> <p>（２）これまでからも枚方市いじめ防止基本方針に基づき、いじめを受けた子どもの安全の確保や心のケアに配慮しながら対応しているところであり、今後も引き続き対応してまいります。</p> <p>（３）パート職員（会計年度任用職員）については、地方公務員法の適用となり、守秘義務が課されています。民間事業者についても、委託契約締結時の仕様書に基づき、個人情報保護法等の遵守を義務づけています。</p> |

|    | ご意見の要旨                                                                                                                                                                         | 市の考え方                                                                                                                                                                                                                          |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7  | <p>P32「9 放課後児童対策の考え方と方向性<br/>④いじめに対する取り組みの推進」について</p> <p>「組織的に対応します」とあるが、組織には学校も入っているのか。また、いじめだけでなく家庭内ネグレクトや貧困、鬱などの兆候に気づいた場合も同様の対応をしてほしい。</p>                                  | <p>いじめへの対応は、学校も含め組織的な対応を行っているところです。家庭内ネグレクトや貧困等により支援が必要な子どもへの支援については、P33「9 放課後児童対策の考え方と方向性⑨支援を必要とする子どもと家庭を支援につなげる仕組みづくり」に記載のとおり、学校園等の教育現場とまるっとこどもセンター等の関係機関や市長部局の福祉部門と連携を図りながら対応してまいります。</p>                                   |
| 8  | <p>P33「9 放課後児童対策の考え方と方向性<br/>⑦施設等の環境整備」について</p> <p>留守家庭児童会室や放課後オープンスクエアで体調不良になった児童が発生した場合に利用する、救護スペースや毛布や簡易ベッドなどの寝具は配備されているのか。ないのであれば、環境整備の一環として追記してはどうか。</p>                  | <p>留守家庭児童会室では、体調不良になった子どもが静養する専用区画を設けてあり、適宜対応を行っております。留守家庭児童会室の必要な環境の整備については、P33「9 放課後児童対策の考え方と方向性」(1) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進⑦施設等の環境整備」に記載のとおり、今後も取り組んでまいります。</p>                                                     |
| 9  | <p>P33「9 放課後児童対策の考え方と方向性<br/>⑦施設等の環境整備」について</p> <p>留守家庭児童会室から校門までの夜間の照明、雑草の除草など、通路の安全確保について配慮（追記）してほしい。</p>                                                                    | <p>留守家庭児童会室の環境整備については、安全管理マニュアル等に基づき留守家庭児童会室各室で作成している「安全計画」に従い、施設設備の安全点検等を行うとともに、必要に応じて照明の設置や床の張替え等の環境整備を行っています。</p> <p>今後も、P33「9 放課後児童対策の考え方と方向性」(1) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進⑦施設等の環境整備」に記載のとおり、必要な環境整備に取り組んでまいります。</p> |
| 10 | <p>P33「9 放課後児童対策の考え方と方向性<br/>⑧学校施設の有効活用」について</p> <p>夏休み期間は酷暑のため、運動場で遊ぶことができず、狭い部屋で長時間過ごすことになってしまっている。児童のストレス軽減や支援員等の負担軽減のために空調設備工事が完了した体育館や図書室などについては特に積極的に有効活用を進めていただきたい。</p> | <p>これまでからも、子どもの要望を受け止めるとともに、学校と連携しながら体育館や図書室を利用しています。今後も、子どもにとってより良い場所となるよう、P33「9 放課後児童対策の考え方と方向性」(1) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進⑧学校施設の有効活用」に記載のとおり、学校施設の有効活用を進めてまいります。</p>                                                |

|    | ご意見の要旨                               | 市の考え方                                                                                                                                          |
|----|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 | 保護者が安心して働くために放課後を豊かにする行動を実行していただきたい。 | 今後、本計画に基づき、総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備を進めてまいります。                                                                                                   |
| 12 | 留守家庭児童会室を不登校の児童の居場所と兼用すれば効率的である。     | P40「12 放課後行動計画の推進体制」に記載のとおり、今後は、子ども・若者総合計画並びに放課後行動計画に基づき、放課後児童対策を計画的に進める中で、検証・見直しを行いながら、将来にわたって子どもにとってより良い居場所となるよう、総合型放課後事業のあり方の中で議論を重ねてまいります。 |

(1) パブリックコメントの意見に係る本計画への反映

|   | 意見の要旨                                                                                                                                                                                                  | 計画（案）への反映箇所                                                              | 反映内容                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                                                                                                                                                                                                        |                                                                          | <修正前>                                                                                                                                                                                                                                                      | <修正後 ※修正箇所は下線部分>                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 1 | P5「総合型放課後事業の現状」のイメージ図がわかりにくい。<br>横線は実施日（平日・三季休業期と土曜日）の境界線だと思われるが、放課後オープンスクエアは土曜日も実施、枚方子どもいきいき広場事業は基本土曜日に実施している。境界の位置が違うのではないか。また、縦線の意味がわからない。いきいき広場はオープンスクエア、留守家庭児童会室の両方にかかるのではないか。もう少しわかりやすい図にしてはどうか。 | P 5<br>5 総合型放課後事業の現状                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                            | 総合型放課後事業の実施日や対象者がわかるよう図の修正を行いました。<br>                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2 | P25「7 アンケート調査等からみてきたこと（7）アンケート調査や意見聴取等のまとめ②児童の意見聴取のまとめ」についてにある「子ども会議」と何か。                                                                                                                              | P25<br>7 アンケート調査等からみてきたこと<br>（7）アンケート調査や意見聴取等のまとめ<br>②児童の意見聴取のまとめ        | 「ルールについて」では、「困ったルール」として大人（職員等）の都合にあわせたルールも多くありましたが、「走ってはいけない」などの安全・安心に過ごすためのルールを「困ったルール」と捉えている児童も多く、説明や話し合い等の不足により、なぜその行為をしてはいけないのか納得できていないと思われます。また、「ルールの決め方」においては、子どもたちでルールを決めていると答えた児童が少なく、児童が主体的にルールを決めていくという事や「子ども会議」自体が、児童の中でイメージが持てていないようです。        | 「ルールについて」では、「困ったルール」として大人（職員等）の都合にあわせたルールも多くありましたが、「走ってはいけない」などの安全・安心に過ごすためのルールを「困ったルール」と捉えている児童も多く、説明や話し合い等の不足により、なぜその行為をしてはいけないのか納得できていないと思われます。また、「ルールの決め方」においては、子どもたちでルールを決めていると答えた児童が少なく、児童が主体的にルールを決めていくという事や児童が主体的に意見を出し合い問題を解決していく話し合いの場として設定している「子ども会議」自体が、児童の中でイメージが持てていないようです。  |
| 3 | P31「9 放課後児童対策の考え方と方向性」についてアンケートから見えてきた課題を踏まえての考え方と方向性を示すとのことだが、留守家庭児童会室についての児童のアンケート結果では、遊び道具が少ないなどの意見があり、特に夏休みなど長時間狭い教室で過ごす児童にとっては、切実な意見だと感じたが、これに対する方向性はどのように考えているのか。                                | P33<br>9 放課後児童対策の考え方と方向性<br>（1）総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくり<br>⑦施設等の環境整備 | 施設改善を求める児童や保護者のニーズが高いことを踏まえ、児童にとってより良い居場所となるよう環境改善に取り組みます。基準条例における留守家庭児童会室の専用区画の面積（児童1人あたりおおむね1.65㎡）や支援単位あたりの児童数（おおむね40人以下）や設備の基準に沿った運営となるよう、留守家庭児童会室の必要な環境の整備を行います。留守家庭児童会室の老朽化対策については、学校の教室の活用状況等も踏まえ、今後の児童数や利用児童数の推移を見極め、学校施設の有効活用を図りながら、計画的に環境整備を進めます。 | 施設改善を求める子どもや保護者のニーズが高いことを踏まえ、子どもにとってより良い居場所となるよう、「枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、留守家庭児童会室の専用区画の面積（児童1人あたりおおむね 1.65 ㎡以上）や支援単位あたりの児童数（おおむね 40 人以下）など必要な環境の整備に努めるとともに、 <u>設備や備品の充実</u> に取り組みます。留守家庭児童会室の老朽化対策については、学校の教室の活用状況等も踏まえ、今後の児童数や利用児童数の推移を見極め、学校施設の有効活用を図りながら、計画的に環境整備を進めます。 |

(2) その他の修正

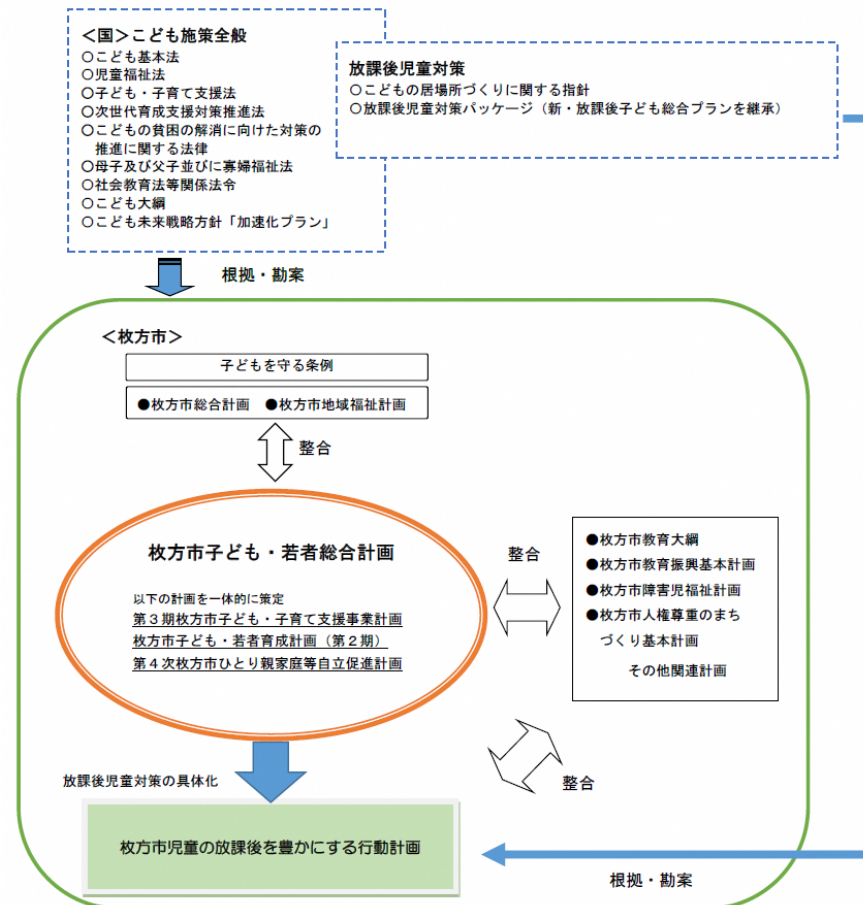
|   | 修正理由                            | 計画の修正箇所                   | 修正内容  |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---|---------------------------------|---------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                                 |                           | <修正前> | <修正後 ※修正箇所は下線部分>                                                                                                                                                                                                                                             |
| 1 | 「子ども」の表記について、右記のとおり修正したため。      | P1<br>1 計画策定の背景・趣旨        | —     | 本計画における「子ども」の表記について<br>こども基本法において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」と定義され、こども家庭庁においては、平仮名表記の「こども」の使用を推奨していますが、本計画の上位計画である「枚方市子ども・若者総合計画」に合わせ以下の場合を除き「子ども」表記とします。<br>① 法令に根拠がある語を用いる場合<br>例) こども基本法における「こども」、児童福祉法における「児童」など<br>② 既存の固有名詞や事業名等を用いる場合<br>例) 児童の放課後、放課後児童対策など |
| 2 | 放課後行動計画とSDG s の関係を右記のとおり追加しました。 | P4<br>4 放課後行動計画とSDG s の関係 | —     | 4 放課後行動計画とSDG s の関係<br>SDG s が掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、第5次枚方市総合計画の「めざすまちの姿」で掲げている「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち」との親和性が高いことから、本市では、SDG s の各ゴールと総合計画の施策目標を紐づけて、取り組みを進めています。<br>放課後行動計画においては、SDG s が示す17のゴールのうち、次の9つを主な目標としてSDG s 達成に向けた取り組みを推進していきます。<br>                     |

# 枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）＜概要版＞

## 1 計画策定の背景・趣旨

放課後児童対策の取り組みを計画的に進めるため、「児童の放課後を豊かにする基本計画（令和2年3月）の取組状況や課題等を検証の上、こどもの居場所づくりに関する指針など国の放課後児童対策の考え方を踏まえ、「枚方市子ども・若者総合計画」に掲げる放課後児童対策の行動計画として、「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画」を策定し、児童にとってより良い放課後等の居場所づくりを進めるもの。

## 2 放課後行動計画の位置づけ



## 3 放課後行動計画の期間

|   | H3I           | R2               | R3 | R4 | R5 | R6           | R7                  | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---------------|------------------|----|----|----|--------------|---------------------|----|----|-----|-----|
| 市 |               | 第2期子ども・子育て支援事業計画 |    |    |    |              | 枚方市子ども・若者総合計画       |    |    |     |     |
|   |               | 児童の放課後を豊かにする基本計画 |    |    |    |              | 枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画 |    |    |     |     |
| 国 | 新・放課後子ども総合プラン |                  |    |    |    | 放課後児童対策パッケージ |                     |    |    |     |     |

### ～子どもの放課後を豊かにする放課後の創造～

次代を担う子どもにとって、自由な時空間で同年齢・異年齢の仲間と過ごす経験は、発達段階上求められている経験（主体性や社会性、創造性等の育成に役立つ）

安全・安心な学校（空間）で友だち（仲間）と過ごす機会（時間）【3間】を全ての児童に提供

児童が豊かな放課後を自ら創造できる環境を整備

## 4 放課後行動計画とSDGsの関係

本計画においては、SDGsが示す17のゴールのうち、次の9つを主な目標としてSDGs達成に向けた取り組みを推進する。



## 枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）＜概要版＞

### 5 総合型放課後事業の現状

自由で主体的な子どもの「時間」、安全に自由に遊べる「空間」、異年齢の集団を含む「仲間」、いわゆる「3 間(さんま)」を確保・充実し、異年齢子ども集団の中での遊びや豊かな体験等を通して、学力向上や心身の健全な発達に資することが社会的に求められており、令和5年度から、全小学校ですべての児童が放課後の遊びや様々な体験活動ができる留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業を実施することで、家庭や学校以外の児童の第3の居場所を確保。

#### 【留守家庭児童会室】

・保護者が就労等により昼間自宅に不在の家庭の児童に、放課後の遊び場、生活の場、居場所を提供するため、留守家庭児童会室を全小学校に設置。総合型放課後事業の実施により、保護者や児童の利用ニーズに応じた放課後の居場所の選択が可能となり、留守家庭児童会室の待機児童解消にも繋がった。

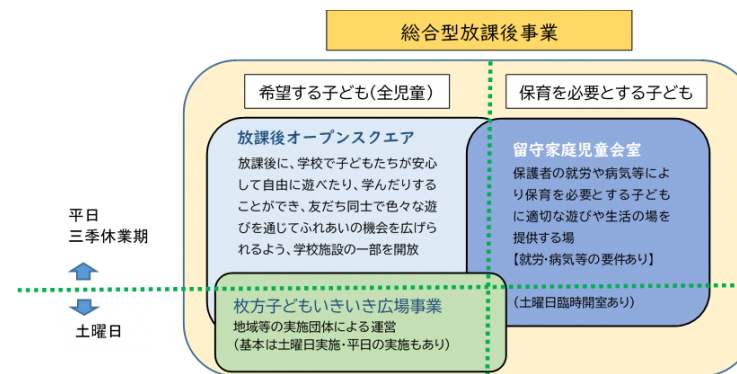
#### 【放課後オープンスクエア】

・令和5年度からは自由にかつ主体的に創造力を働かせながら活動できる「3間」の確保・充実に向け、学校施設等を活用し、すべての児童が放課後の遊びや様々な体験ができる居場所づくりとして放課後オープンスクエアを全校で実施。

#### 【枚方子どもいきいき広場事業】

・地域の人々の特色や多様性を活かし、子どもが様々な体験活動や様々な人との交流ができる機会と場づくりは、学校や授業では経験できない貴重な体験。枚方子どもいきいき広場事業では、土曜日を基本に各小学校区で地域団体や NPO 等により、地域の特色や多様性を生かしたプログラムを実施。市は実施団体に対し活動実績等に応じた補助金を交付。

これら 3 つの事業を一体的かつ連携して実施することで、すべての子どもを対象とした平日・土曜日・三季休業期を通じた安全な居場所づくりと小学校入学以降も子育てしやすい環境の整備を推進。



### 6 放課後行動計画への子ども等の意見の反映

#### (1) 児童の放課後に関するアンケート調査

放課後児童対策への意見を反映させたより実効性の高い計画とするため、アンケート調査を実施

(2) 放課後行動計画に児童の意見を反映させるため、放課後児童支援員や保育士、臨床心理士等の巡回を行っている職員が留守家庭児童会室や放課後オープンスクエアの現場に赴き、児童へ意見聴取を実施。

(3) 枚方子どもいきいき広場事業実施団体アンケート調査

(4) 小学校長アンケート調査

(5) 職員や運営事業者へのアンケート調査

## 枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）＜概要版＞

### 7 アンケート調査等からみてきたこと

#### (1) 保護者のくらしの状況

核家族化やフルタイム勤務の増加による就労形態の多様化

#### (2) 子育ての状況

就学前に比べて子育てと仕事が両立しにくいなど、いわゆる「小1の壁」の問題や保護者のニーズも多様化しており、三季休業期の昼食サービスや留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加、運営時間の延長などの保護者ニーズが増加

#### (3) 留守家庭児童会室について

「とても楽しい」、「まあまあ楽しい」と肯定的な回答が90.5%。

【良いところ】友だちと遊べる、おやつが食べられる、運動場で遊べる

【悪いところ】特にない、いやな人がいる、トイレがきたない

#### (4) 放課後オープンスクエアについて

「とても楽しい」、「まあまあ楽しい」と肯定的な回答が89.7%。

【良いところ】友だちと遊べる

【悪いところ】特にない、きまりごとが多い、いやな人がいる、本やまんが、遊び道具が少ない

#### (5) 枚方子どもいきいき広場事業について

地域の状況により後継者の育成や担い手不足、提供するプログラムの固定化などが課題。行政の支援が求められる。

#### (6) 放課後児童対策全般について

求めること、経験したい体験活動等

#### (7) アンケート調査や意見聴取等のまとめ

児童への意見聴取は概ねアンケートの結果と同様。児童が「困ったルール」として大人の都合にあわせたルールも多かったが、「走ってはいけない」など、安全・安心に過ごすためのルールを「困ったルール」と捉えている児童も多く、大人の説明不足等により、なぜその行為をしてはいけないのか納得できていないと思われる。

### 8 総合型放課後事業の課題

#### ①子どもの権利の尊重

職員が子どもの最善の利益を考え、子どもの権利について一層理解を深め、行動することが必要。こども性暴力防止法を踏まえ、子どもへの性暴力等の防止。

#### ②合理的配慮が必要な子ども等への支援の充実

障害の有無に関わらず子ども同士が遊び等を通してともに成長できるよう、障害のある子ども等への適切な配慮や環境整備の実施、職員が障害への理解を一層深め、子どもの特性に応じた支援の実施。

#### ③児童の放課後のより良い居場所づくり

放課後児童健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策事業である放課後オープンスクエアの両事業の趣旨に沿った、子どもの主体性を重視した運営が求められる。

居場所とは子どもが感じることであり、子どもの視点に立って、子どもの意見を聴き、共に創ることが大切。子どもの遊びや生活の場として必要な環境の整備や運営の質の向上を図っていく必要がある。

#### ④いじめ問題等への対応

いじめにつながるものがないよう、子どもの変化を見逃さないなど未然防止、早期解決に努める一方、子どもの育ち合いの場として、子どもの「立ち直り」や「やり直し」の機会となり、子どもが自分たちで解決できるよう、大人の側面援助が必要。事案がいじめと考えられる場合は関係機関と連携し早期の組織的な対応が必要。

#### ⑤支援を必要とする子どもと家庭を支援につなげる仕組みづくり

#### ⑥就学前施設と留守家庭児童会室の円滑な接続

#### ⑦多様な体験活動の推進

#### ⑧枚方子どもいきいき広場事業への支援

#### ⑨子育てしやすい環境づくり

共働き家庭の増加やフルタイム勤務が増加するなど、保護者の就労が多様化する中で、就学前に比べて子育てと仕事が両立しにくいなど、いわゆる「小1の壁」の問題や保護者のニーズも多様化していることから、子どもや保護者に寄り添った施策の充実が求められる。

## 枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）＜概要版＞

### 9 放課後児童対策の考え方と方向性

#### （1）総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進

総合型放課後事業における放課後児童対策の取り組みを一層強化。居場所は子どもが感じることだが、大人が居場所づくりを行うため、このギャップを埋めるために、子どもの視点に立って、子どもの意見を聴き、共に創ることをめざす。

##### ①留守家庭児童会室等での子どもの権利を尊重する取り組みの推進

##### ②留守家庭児童会室等での性犯罪・性暴力防止対策の推進

##### ③合理的配慮が必要な子ども等への教育・保育の充実と支援

##### ④いじめに対する取り組みの推進

##### ⑤総合型放課後事業の質の向上と連携

合理的配慮が必要な子どもも含めたすべての子どもが発達段階に応じて、仲間とのふれあいや、遊びや生活の場を通して社会性や主体性が発揮できるよう事業の質の向上をめざす。留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの子どもの交流を図るなど、両事業の連携を進める。

##### ⑥職員の資質向上と人材確保

放課後児童支援員等が総合型放課後事業の趣旨や目的を十分理解し、必要な知識及び技能をもって育成支援にあたるよう、引き続き、人材育成を図るとともに、事業の継続性、安定性を確保するため、必要な人材確保に努める。

##### ⑦施設等の環境整備

設備の基準に沿った運営となるよう、留守家庭児童会室の必要な環境の整備及び設備、備品の充実。老朽化対策については、学校の教室の活用状況等も踏まえ、今後の児童数や利用児童数の推移を見極め、学校施設の有効活用を図りながら、計画的に環境整備を進める。

##### ⑧学校施設の有効活用

学校施設を活用する場合、市が責任を持って管理運営にあたるよう、事故が起きた場合の対応や、学校施設の活用にあたっての費用区分や責任の所在など明確化。児童の要望等も踏まえ図書室や体育館等の学校施設の有効活用を進める。

##### ⑨支援を必要とする子どもと家庭を支援につなげる仕組みづくり

##### ⑩就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援

##### ⑪地域等との連携による多様な体験活動の推進

##### ⑫枚方子どもいきいき広場事業への支援

地域の特色や多様性を活かした体験活動を提供する枚方子どもいきいき広場事業の取り組みを地域の実情に応じて支援。

#### （2）総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備

##### ①保護者ニーズに合った事業の充実

小学校入学を境に保護者が子育てと仕事の両立が困難となっていることを鑑み、保護者ニーズに合った事業の充実を図る。今後は、昼食サービスの試行実施の検証結果を踏まえた対応を行うとともに、開室時間の延長などの保護者ニーズを踏まえ、事業の充実に向けた検討を行う。就学前施設からの円滑な接続による子どもの安全・安心な保育を行うため、就学前施設と子どもの状況を共有するなどの連携を図る。

##### ②総合型放課後事業の制度等の周知

放課後健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策の放課後オープンスクエアの事業の趣旨を明確にし、保護者にしっかり周知し、保護者が制度を理解し、目的に合わせて利用することができるよう努める。また、保育料等の算定根拠が見える化することで、受益者負担の納得性を高めるとともに、費用に見合った保育料等かどうか定期的に検証。

##### ③児童の放課後の居場所づくりの推進

## 枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）＜概要版＞

### 10 放課後児童対策の目標事業量及び取り組み目標

年度ごとの小学校の児童数推計と総合型放課後事業実施後の利用実績等を踏まえ、総合型放課後事業の各事業の量の見込みを算出するとともに、児童の放課後の居場所がどれだけ充実しているか把握・評価するため、取り組み目標を設定。

#### (1) 留守家庭児童会室

総合型放課後事業実施後の利用実績を踏まえ、本市の将来の児童人口推計と「枚方市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」により、保護者のフルタイムの勤務が増加していることや今後の就労意向の増加割合などを勘案して、算出した結果を量の見込みとする。

|                 | 令和7年度            | 令和8年度            | 令和9年度            | 令和10年度           | 令和11年度           |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 入室児童数<br>(1～3年) | 4,733<br>(3,521) | 4,604<br>(3,408) | 4,405<br>(3,257) | 4,200<br>(3,094) | 3,957<br>(2,908) |
| (4～6年)          | (1,212)          | (1,196)          | (1,148)          | (1,106)          | (1,049)          |
| 小学校児童数          | 19,032           | 18,587           | 17,881           | 17,249           | 16,687           |
| 入室率             | 24.9%            | 24.8%            | 24.6%            | 24.3%            | 23.7%            |

＜参考：留守家庭児童会室の利用実績＞

|       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度  |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 入室児童数 | 5,000 | 4,743 | 4,691 | 4,637 | 4,335※ |

※「児童の放課後を豊かにする基本計画」の令和6年度の目標事業量は5,548人

#### (2) 放課後オープンスクエア

総合型放課後事業実施後の利用実績を踏まえ、登録率は今後も増加傾向が継続するものとして算出した結果を量の見込みとする。

|        | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 登録児童数  | 7,613  | 7,621  | 7,510  | 7,417  | 7,342  |
| 小学校児童数 | 19,032 | 18,587 | 17,881 | 17,249 | 16,687 |
| 登録率    | 40%    | 41%    | 42%    | 43%    | 44%    |

＜参考：放課後オープンスクエアの利用実績＞3月末時点

|       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度                | 令和6年度     |
|-------|-------|-------|-------|----------------------|-----------|
| 登録児童数 | -     | -     | -     | 7,779<br>(7,318(9月)) | 7,597(9月) |

### (3) 枚方子どもいきいき広場事業

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実施小学校 | 44校   | 44校   | 44校   | 44校    | 44校    |

### (4) 児童の放課後の居場所の充実に向けた取り組み目標

放課後行動計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの間に、児童の放課後の居場所がどれだけ充実しているか把握・評価するため、取り組み目標を設定する。

| 取り組み目標                                  | めざす方向性                                                  |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| ① 留守家庭児童会室、放課後オープンスクエア、枚方子どもいきいき広場事業の充実 | 各事業による総合型放課後事業の充実を図りながら、子どもの満足度の向上をめざします。               |
| ② 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアでの子どもの主体的な活動の推進   | 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの連携を図り、主体的に活動できていると感じている子どもを増やします。  |
| ③ 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアとの事業間連携           | 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの連携を図り、それぞれの友だちと遊べたと感じている子どもを増やします。 |

# 枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）＜概要版＞

## II 放課後児童対策の具体的方策

総合型放課後事業の対策の考え方と方向性に基づき、放課後児童対策の目標事業量及び取り組み目標の達成に向け、今後の放課後児童対策の具体的方策について、次のとおり定める。

| 施策の方向性                              | 具体的方策                                                                                                                                                                                                                                                                                      | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|-----|-----|
| (1) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進 |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |    |    |     |     |
| ①留守家庭児童会等での子どもの権利を尊重する取り組みの推進       | ・委託事業者も含めた全従事者への人権研修の実施【拡充】<br>・子どもの権利侵害時の対応マニュアルの作成【新規】                                                                                                                                                                                                                                   | 検討 |    | 実施 |     |     |
| ②留守家庭児童会室等での性犯罪・性暴力防止対策の推進          | ・子どもの性犯罪・性暴力防止に向けた留守家庭児童会室の備品（カーテン、パーテーション、防犯カメラ等）の配備【新規】<br>・委託事業者も含めた全従事者へのこども性暴力防止法の周知【新規】<br>・留守家庭児童会室における子どもの性犯罪・性暴力の防止措置の国の認定【新規】                                                                                                                                                    | 実施 |    |    |     |     |
| ③合理的配慮が必要な子ども等への教育・保育の充実と支援         | ・障害の有無に関わらず子ども同士が遊び等を通して共に成長できるよう子どもが障害等や多様性への理解を促進できる活動の充実【拡充】<br>・子どもの特性に応じた加配などによる人的支援【拡充】<br>・保育士や臨床心理士による巡回指導や職員研修による障害への理解促進【拡充】<br>・外国語を母国語とする子ども・保護者への支援【新規】<br>・医療的ケア児の受入れに向けた体制整備の検討【新規】                                                                                         |    |    | 実施 |     |     |
| ④いじめに対する取り組みの推進                     | ・いじめに対する啓発活動【拡充】<br>・相談しやすい環境づくり【拡充】<br>・対応マニュアルの改訂【拡充】                                                                                                                                                                                                                                    |    |    | 実施 |     |     |
| ⑤総合型放課後事業の質の向上と連携                   | ・委託事業者も含めた全従事者への子どもの主体性を重視した大人の働きかけの研修の実施【拡充】<br>・総合型放課後事業の運営に子どもの意見が反映できる仕組みづくり【新規】<br>・次期の委託事業者選定に向けた委託のあり方の検討・実施【拡充】<br>・委託事業者も含めた総合型放課後事業の均質化に向けた情報共有等の場の設定【拡充】<br>・子ども自らが居場所を選べる総合型放課後事業のあり方の検討【拡充】<br>・留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの連携【拡充】<br>・子どもからの意見聴取【拡充】<br>・総合型放課後事業の客観的な評価の仕組みづくり【新規】 | 検討 |    | 実施 |     |     |

| 施策の方向性                        | 具体的方策                                                                                                                                                                | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|-----|-----|
| ⑥職員の資質向上と人材確保                 | ・人材育成計画・研修計画の策定【拡充】<br>・人材確保につながる放課後児童支援認定資格研修の本市での実施【新規】<br>・人材確保に向けた効果的なPR【拡充】<br>・指導員マイスター制度や職員表彰など職員のモチベーション向上につながる仕組みづくり【新規】                                    |    | 実施 |    |     |     |
| ⑦施設等の環境整備                     | ・耐用年数を超えた留守家庭児童会室の学校施設の有効活用を含めた老朽化対策計画の策定【新規】<br>・留守家庭児童会室のトイレの洋式化、男女別トイレの設置などのトイレ環境の整備【新規】<br>・合理的配慮が必要な子どもを含めた子ども一人ひとりの居場所に応じた環境の整備【拡充】<br>・留守家庭児童会室の業務継続計画の策定【新規】 | 検討 |    | 実施 |     |     |
| ⑧学校施設の有効活用                    | ・学校施設を活用する場合の管理運営等にかかる学校との取り決め【新規】<br>・子ども一人ひとりの居場所に応じた図書室や体育館などの学校施設の活用【拡充】                                                                                         |    |    | 実施 |     |     |
| ⑨支援を必要とする子どもと家庭を支援につなげる仕組みづくり | ・家庭において十分な食事を取っていない子どもへの三季休業期の昼食サービスを活用した支援【新規】                                                                                                                      | 検討 |    |    |     |     |
| ⑩就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援   | ・子どもの状況の就学前施設や学校との連携や情報共有【拡充】<br>・留守家庭児童会室入室前の就学前児童の体験受け入れ【新規】<br>・就学前児童と留守家庭児童会室の子ども同士や職員同士の交流【新規】<br>・留守家庭児童会室入室時の保護者との面接による情報共有【拡充】                               |    |    | 実施 |     |     |
| ⑪地域との連携による多様な体験活動の推進          | ・三季休業期などにおける子どもの体験活動の取り組みの推進【新規】                                                                                                                                     | 検討 |    |    |     |     |
| ⑫枚方子どもいきいき広場事業への支援            | ・地域の実情に応じた枚方子どもいきいき広場事業への支援【新規】                                                                                                                                      | 検討 |    | 実施 |     |     |

## 枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）＜概要版＞

| 施策の方向性                      | 具体的方策                                                       | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------|----|----|----|-----|-----|
| (2) 総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備 |                                                             |    |    |    |     |     |
| ①保護者ニーズに合った事業の充実            | ・昼食サービスの試行実施の検証結果を踏まえた実施手法の検討【拡充】                           | 検討 |    |    |     |     |
|                             | ・留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加及び放課後オープンスクエアの運営時間の延長、朝の居場所づくりなどの検討【新規】 | 検討 |    |    |     |     |
|                             | ・保護者ニーズを把握できる仕組みづくり【拡充】                                     |    |    | 実施 |     |     |
| ②総合型放課後事業の制度等の周知            | ・様々な媒体・場による保護者への留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの事業趣旨の周知【拡充】            |    |    | 実施 |     |     |
|                             | ・留守家庭児童会室の保育料や放課後オープンスクエアの使用料の算定根拠の見える化・公表と定期的な検証【新規】       |    |    | 実施 |     |     |
|                             |                                                             |    |    | 実施 |     |     |

### 12 放課後行動計画の推進体制

児童の放課後環境の整備について検討する庁内委員会である「児童の放課後対策検討委員会」において、放課後行動計画の進行管理を行い、具体的方策や目標の達成状況等の検証・評価を実施。その上で、児童福祉や社会教育に関する有識者や関係機関等で構成する「児童の放課後対策審議会」において、内部評価の検証・評価を行い、その審議内容を踏まえ、必要に応じて放課後行動計画を見直し、子ども・若者総合計画への反映を実施。

今後は、子ども・若者総合計画並びに放課後行動計画に基づき、放課後児童対策を計画的に進める中で、検証・見直しを行いながら、将来にわたって子どもにとってより良い居場所となるよう、総合型放課後事業のあり方について議論を重ねる。



※¹計画の進捗管理、具体的方策や目標の達成状況の検証・評価を行う

※²内部評価の検証・評価を行う

**枚方市児童の放課後を  
豊かにする行動計画（案）**

令和 7 年 3 月  
枚方市教育委員会

## 目次

|           |                                     |           |
|-----------|-------------------------------------|-----------|
| <b>1</b>  | <b>計画策定の背景・趣旨</b>                   | <b>1</b>  |
| <b>2</b>  | <b>放課後行動計画の位置づけ</b>                 | <b>2</b>  |
| <b>3</b>  | <b>放課後行動計画の期間</b>                   | <b>4</b>  |
| <b>4</b>  | <b>放課後行動計画とSDGsの関係</b>              |           |
| <b>5</b>  | <b>総合型放課後事業の現状</b>                  | <b>5</b>  |
| <b>6</b>  | <b>放課後行動計画への子ども等の意見の反映</b>          | <b>6</b>  |
|           | (1) 児童の放課後に関するアンケート調査               |           |
|           | (2) 職員による児童への意見聴取                   |           |
|           | (3) 枚方子どもいきいき広場事業実施団体アンケート調査        |           |
|           | (4) 小学校長へのアンケート調査                   |           |
|           | (5) 職員や運営事業者へのアンケート調査               |           |
| <b>7</b>  | <b>アンケート調査等からみてきたこと</b>             | <b>8</b>  |
|           | (1) 保護者のくらしの状況                      |           |
|           | (2) 子育ての状況                          |           |
|           | (3) 留守家庭児童会室について                    |           |
|           | (4) 放課後オープンスクエアについて                 |           |
|           | (5) 枚方子どもいきいき広場事業について               |           |
|           | (6) 放課後児童対策全般について                   |           |
|           | (7) アンケート調査や意見聴取等のまとめ               |           |
| <b>8</b>  | <b>総合型放課後事業の課題</b>                  | <b>29</b> |
| <b>9</b>  | <b>放課後児童対策の考え方と方向性</b>              | <b>31</b> |
|           | (1) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進 |           |
|           | (2) 総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備         |           |
| <b>10</b> | <b>放課後児童対策の目標事業量及び取り組み目標</b>        | <b>35</b> |
|           | (1) 留守家庭児童会室の目標事業量                  |           |
|           | (2) 放課後オープンスクエアの目標事業量               |           |
|           | (3) 枚方子どもいきいき広場事業の目標事業量             |           |
|           | (4) 児童の放課後の居場所の充実に向けた取り組み目標         |           |
| <b>11</b> | <b>放課後児童対策の具体的方策</b>                | <b>37</b> |
|           | (1) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進 |           |
|           | (2) 総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備         |           |
| <b>12</b> | <b>放課後行動計画の推進体制</b>                 | <b>40</b> |

## Ⅰ 計画策定の背景・趣旨

少子化や核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、本市では、令和2年3月に第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）を策定し、妊娠・出産からの切れ目のない子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に進めてきました。子ども・子育て支援事業計画では、放課後児童対策について、子どもの個性や創造性を育む環境の整備や子育てと仕事の両立支援の実現を掲げています。このため、国の新・放課後子ども総合プランを踏まえ、令和2年3月に児童の放課後を豊かにする基本計画を策定し、すべての子どもを対象とした放課後の安全な居場所づくりと小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備を進めてきました。さらに、令和5年度からは、全市立小学校で留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体的に運営する総合型放課後事業の取り組みを民間活力も活用しながら開始したところです。

こうした中、令和5年4月にこども基本法（以下「法」という。）が施行され、同年12月には、法第9条に基づき、こども大綱（以下「大綱」という。）が策定されました。大綱では、社会全体としてこども施策に取り組むことが掲げられています。市として、こども施策を総合的に推進するため、法第10条に基づく市町村計画として、令和7年4月を始期とする枚方市子ども・若者総合計画（以下「子ども・若者総合計画」という。）を策定しました。子ども・若者総合計画では、放課後児童対策について、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができる居場所づくりや、子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるよう、子育てのしやすい環境の整備に向け、引き続き、取り組みを推進していくこととしています。

ついで、放課後児童対策の取り組みを計画的に進めるため、子ども・若者総合計画に掲げる放課後児童対策の行動計画として枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（以下「放課後行動計画」という。）を策定します。放課後行動計画は、児童の放課後を豊かにする基本計画の取組状況や課題等を検証の上、こどもの居場所づくりに関する指針など国の放課後児童対策の考え方を踏まえ、子どもにとってより良い放課後の居場所づくりと子育てしやすい環境の整備を進めるものです。なお、策定にあたっては、法第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）に基づき、子どもや保護者等を対象に実施したアンケートや意見聴取の結果を反映しています。

### 本計画における「子ども」の表記について

こども基本法において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」と定義され、こども家庭庁においては、平仮名表記の「こども」の使用を推奨していますが、本計画の上位計画である「枚方市子ども・若者総合計画」に合わせ以下の場合を除き「子ども」表記とします。

#### ① 法令に根拠がある語を用いる場合

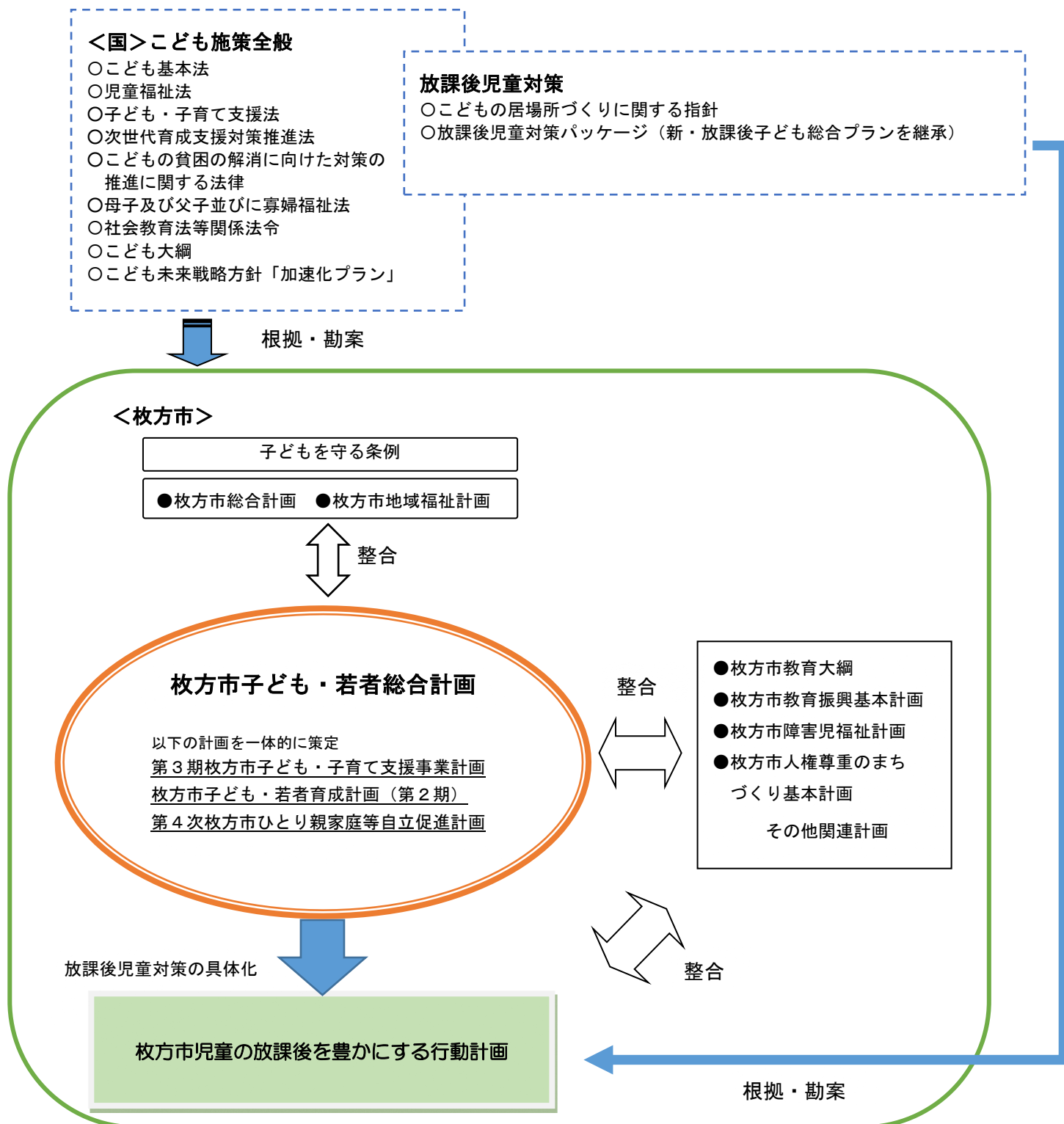
例) こども基本法における「こども」、児童福祉法における「児童」など

#### ② 既存の固有名詞や事業名等を用いる場合

例) 児童の放課後、放課後児童対策など

## 2 放課後行動計画の位置づけ

法や大綱などに掲げるこども施策の基本理念や基本的な方針のもと、新・放課後子ども総合プランや放課後児童対策パッケージ、こどもの居場所づくりに関する指針など国の放課後児童対策の考え方を踏まえ、子ども・若者総合計画に掲げる放課後児童対策の行動計画とします。また、子どもを守る条例をはじめ、枚方市総合計画や枚方市教育大綱など他の本市計画等とも整合を図りながら、放課後児童対策の具体的方策や目標を定めます。



子ども・若者総合計画と放課後行動計画との関連

| 子ども・若者総合計画（一部抜粋）                    |                                                                         |                         |                                                                    | 放課後<br>行動計画                                   |  |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--|
| 基本理念                                | 施策目標                                                                    | 放課後児童対策との関連             |                                                                    |                                               |  |
|                                     |                                                                         | 推進方向                    | 取り組み内容                                                             |                                               |  |
| 子ども・若者が<br>笑顔で健やかに<br>成長できるまち<br>枚方 | １．すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進<br>《子どもの成長過程全般》                     | １．人権教育の推進               | (2) 保育所（園）等や学校園、留守家庭児童会室での人権教育の推進                                  | 子ども・若者総合計画に掲げる放課後児童対策の取り組み内容に基づき、具体的方策や目標を定める |  |
|                                     |                                                                         | ６．子ども・若者の性犯罪・性暴力防止対策の推進 | (1) 性犯罪・性暴力防止に向けた取り組みの推進                                           |                                               |  |
|                                     |                                                                         | ８．子ども・若者の貧困対策の総合的な推進    | (1) 支援を必要とする子ども・若者と家庭を支援につなげる仕組みづくり                                |                                               |  |
|                                     |                                                                         | 10. 障害のある子ども・若者等への支援の充実 | (2) 障害のある子ども等への教育・保育の充実<br>(5) 配慮が必要な子どもへの支援                       |                                               |  |
|                                     |                                                                         | 16. 子ども・若者の社会的活動の推進     | (2) 地域との連携による多様な体験活動の推進                                            |                                               |  |
|                                     | ２．子どもを安心して生み、楽しく育てることができるとともに、子どもが健やかに成長できるまちづくりの推進<br>《子どもの誕生前から幼児期まで》 | ３．小学校教育への円滑な接続の推進       | (2) 就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援                                     |                                               |  |
|                                     | ３．子どもの生きる力と個性を育むまちづくりの推進<br>《学童期・思春期》                                   | １．居場所づくりの推進             | (2) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進                                |                                               |  |
|                                     |                                                                         | ３．いじめに対する取り組みの推進        | (1) いじめ問題に対する支援体制の整備                                               |                                               |  |
|                                     | ５．子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりの推進<br>《子育て当事者等》                       | 10. 放課後児童対策の充実          | (1) 保護者ニーズに合った事業の充実<br>(2) 総合型放課後事業の制度等の周知<br>(3) 児童の放課後の居場所づくりの推進 |                                               |  |

なお、令和6年3月のこども家庭庁・文部科学省からの「令和6年度以降の放課後児童対策について（通知）」には、引き続き計画的に放課後児童対策を推進するため、自治体の実情に応じて計画を策定することとし、市町村においては次頁に掲げる内容を盛り込むことが示されており、放課後行動計画の策定にあたっては、この内容を踏まえたものとしています。

市町村が計画に盛り込むべき内容（令和6年3月こども家庭庁・文部科学省通知より抜粋）

- ・放課後児童クラブ（本市では留守家庭児童会室）の年度ごとの量の見込み及び目標事業量並びに待機児童が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策
  - ・放課後子供教室（本市では放課後オープンスクエア）の年度ごとの実施計画
  - ・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量
  - ・校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量
  - ・連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策
  - ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策
  - ・放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策
  - ・その他、特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応、事業の質の向上に関する具体的な方策 等
- ※参考：連携型、校内交流型の定義（放課後児童対策パッケージより抜粋）

放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼ぶこととする。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新・放課後子ども総合プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これを「校内交流型」と呼ぶこととする。

※事業の名称については国の通知文の表記に準拠

### 3 放課後行動計画の期間

計画期間は、子ども・若者総合計画の期間に合わせ、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

|   | H31           | R2               | R3 | R4 | R5 | R6           | R7                  | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---------------|------------------|----|----|----|--------------|---------------------|----|----|-----|-----|
| 市 |               | 第2期子ども・子育て支援事業計画 |    |    |    |              | 枚方市子ども・若者総合計画       |    |    |     |     |
|   |               | 児童の放課後を豊かにする基本計画 |    |    |    |              | 枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画 |    |    |     |     |
| 国 | 新・放課後子ども総合プラン |                  |    |    |    | 放課後児童対策パッケージ |                     |    |    |     |     |

### 4 放課後行動計画とSDGsの関係

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、第5次枚方市総合計画の「めざすまちの姿」で掲げている「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち」との親和性が高いことから、本市では、SDGsの各ゴールと総合計画の施策目標を紐づけて、取り組みを進めています。

放課後行動計画においては、SDGsが示す17のゴールのうち、次の9つを主な目標としてSDGs達成に向けた取り組みを推進していきます。



## 5 総合型放課後事業の現状

児童福祉法に基づき、保護者が就労等により昼間自宅に不在の家庭の児童に、放課後の遊び場、居場所を提供し、児童の健全育成を図る事業（放課後児童健全育成事業）として、留守家庭児童会室を44小学校全校に設置してきました。

この間、子どもの成長に必要な要素として自由で主体的な子どもの「時間」、安全に自由に遊べる「空間」、異年齢の集団を含む「仲間」、いわゆる「3間（さんま）」を確保・充実し、異年齢子ども集団の中での遊びや豊かな体験等を通して、学力向上や心身の健全な発達に資することが社会的に求められています。

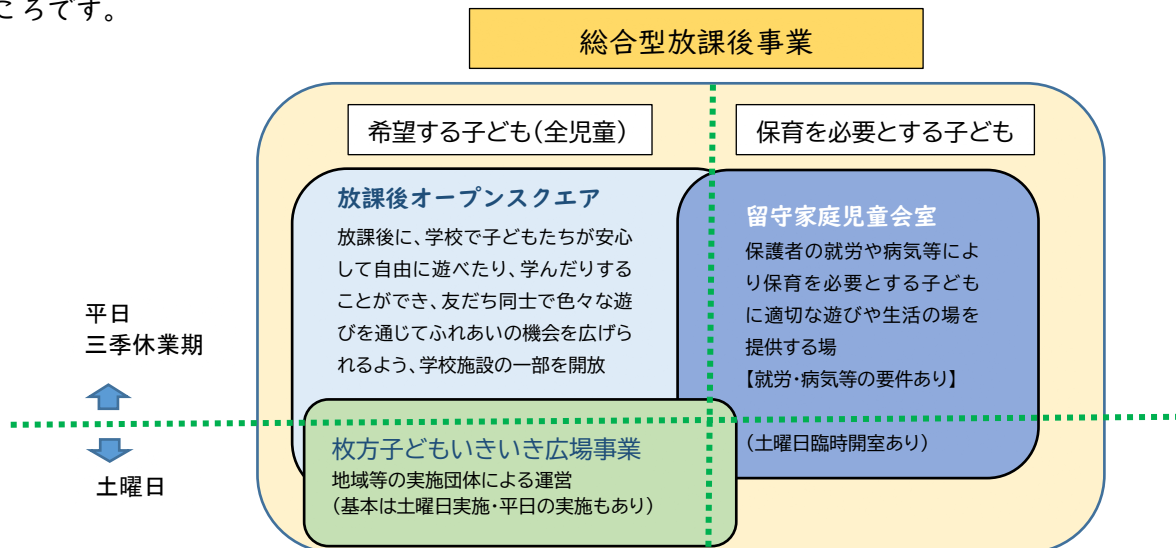
このため、家庭や学校以外の子どもの第3の居場所として、学校施設を活用した放課後子ども教室を小学校4校で試行実施の上、令和5年度からは、全小学校ですべての子どもが放課後の遊びや様々な体験活動ができる留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業を実施しました。

総合型放課後事業の実施にあたり、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの運営を同一の実施主体が担うことで、より効率的・効果的な運営を図れるよう民間活力を活用し、全小学校のうち22小学校の運営を民間事業者へ委託しています。また、直営における人員不足の課題解消とともに、安定した事業運営を図れるよう、フルタイム勤務の統括責任者等を配置し、責任と役割を明確にした新たな運営体制を整えました。また、放課後オープンスクエアは、自由にかつ主体的に創造力を働かせながら活動できる「3間」の確保・充実に向け、学校施設等を活用し、放課後の遊びや様々な体験ができる居場所づくりに努めています。

こうした総合型放課後事業の実施により、保護者や子どもの利用ニーズに応じた放課後の居場所の選択が可能となり、留守家庭児童会室の待機児童解消にも繋がりました。さらに、以前から保護者からの要望が多かった三季休業期における昼食について、令和6年度には夏季休業期間等の留守家庭児童会室等での昼食サービスの試行実施にも取り組みました。

地域のつながりが希薄化している中で、地域の人々の特色や多様性を活かし、子どもが様々な体験活動や様々な人との交流ができることは、学校や授業では経験できない貴重な体験です。こうした機会の提供と場づくりを行う、枚方子どもいきいき広場事業では、土曜日を基本に各小学校区で地域団体やNPO等により、地域の特色や多様性を生かしたプログラムを実施しており、市からは実施団体に対し活動実績等に応じた補助金を交付しています。

これら3つの事業を一体的かつ連携して実施することで、すべての子どもを対象とした平日・土曜日・三季休業期を通じた安全な居場所づくりと小学校入学以降も子育てしやすい環境の整備を進めているところです。



## 6 放課後行動計画へ子ども等の意見の反映

法第11条では、国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するにあたっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。このため、放課後行動計画の策定にあたって、放課後児童対策の満足度やニーズ等を把握するため、児童、児童の保護者、就学前児童の保護者を対象に児童の放課後に関するアンケートを実施しました。また、留守家庭児童会室や放課後オープンスクエア、枚方子どもいきいき広場事業の現場に職員が訪問し、直接利用児童から意見を聴取するほか、枚方子どもいきいき広場事業の関係者や小学校長、職員や運営事業者にもアンケートを実施しました。併せて、子ども・若者総合計画の策定にあたって大阪府と本市が共同実施した調査や子ども未来部で実施したアンケート調査の結果も活用しながら、子どもや保護者などのニーズや意見を反映した、より実効性のある計画としています。

### (1) 児童の放課後に関するアンケート調査

調査の趣旨：計画策定に向けて、児童や保護者などのニーズや放課後児童対策への意見を反映させたより実効性の高い計画とするため、アンケート調査を実施しました。

実施時期：令和6年6月10日（月）～令和6年6月30日（日）

実施方法：インターネットアンケート

対象者：児童及びその保護者、就学前児童（3～5歳）の保護者

周知方法：市ホームページ、広報ひらかた（6月号）、SNS、入退室管理システム、学校から（タブレット端末）

| 対象              | 総数       | 回答者数    | 回答率   |
|-----------------|----------|---------|-------|
| 児童              | 19,543 人 | 3,778 人 | 19.3% |
| 保護者             | 19,543 人 | 5,347 人 | 27.4% |
| 就学前児童（3～5歳）の保護者 | 8,446 人  | 1,875 人 | 22.2% |

※保護者の総数については、児童1人あたり保護者1人としています。

(2) 職員による児童への意見聴取

調査の趣旨：放課後行動計画に児童の意見を反映させるため、放課後児童支援員や保育士、臨床心理士等の巡回を行っている職員が留守家庭児童会室や放課後オープンスクエアに赴き、任意の児童へ意見聴取を実施しました。

実施時期：令和6年7月～9月

テーマ：「留守家庭児童会室・放課後オープンスクエアについてあなたの気持ちを教えてください」

対象者：全総合型放課後事業施設の児童

【意見聴取児童数】※グループに意見を聴いた場合も、聴取した人数で計上

<学年別>

| 学年  | 人数   |
|-----|------|
| 1年生 | 91人  |
| 2年生 | 95人  |
| 3年生 | 80人  |
| 4年生 | 50人  |
| 5年生 | 22人  |
| 6年生 | 11人  |
| 合計  | 349人 |

<事業別>

| 学年  | 留守家庭児童会室 | 放課後オープンスクエア |
|-----|----------|-------------|
| 1年生 | 70人      | 21人         |
| 2年生 | 55人      | 40人         |
| 3年生 | 43人      | 37人         |
| 4年生 | 30人      | 20人         |
| 5年生 | 10人      | 12人         |
| 6年生 | 5人       | 6人          |
| 合計  | 213人     | 136人        |

(3) 枚方子どもいきいき広場事業実施団体アンケート調査

実施時期：令和5年6月21日（水）～7月12日（水）

実施方法：インターネットアンケート

調査内容：運営の現状や課題等について

回答数 35件（44団体対象）

(4) 小学校長へのアンケート調査

実施時期：令和6年10月28日（月）～11月8日（金）

実施方法：インターネットアンケート

調査内容：総合型放課後事業実施後の変化や課題、今後期待すること等について

回答数 44件（44校）

(5) 職員や運営事業者へのアンケート調査

実施時期：令和6年10月29日（火）～11月6日（水）

実施方法：インターネットアンケート

調査内容：総合型放課後事業を運営する上での課題や運営体制等について

回答数 44施設（44校）

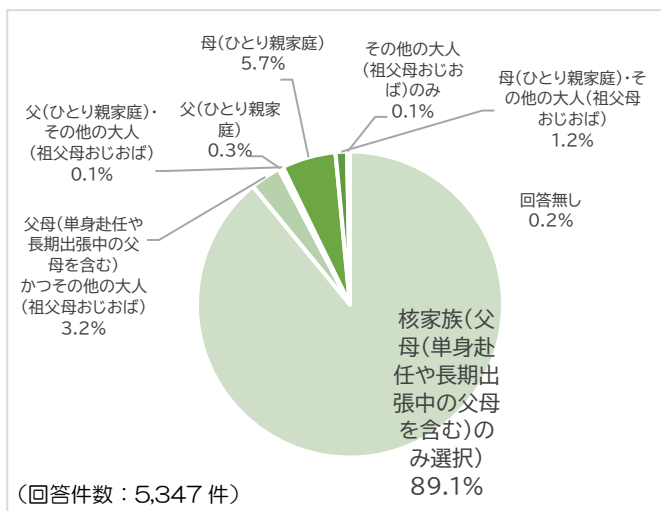
## 7 アンケート調査等からみてきたこと

児童、児童の保護者、就学前児童の保護者を対象に実施したアンケート調査や意見聴取等の結果からみてきた児童や家庭の状況や総合型放課後事業に対する要望等は、次のとおりです。

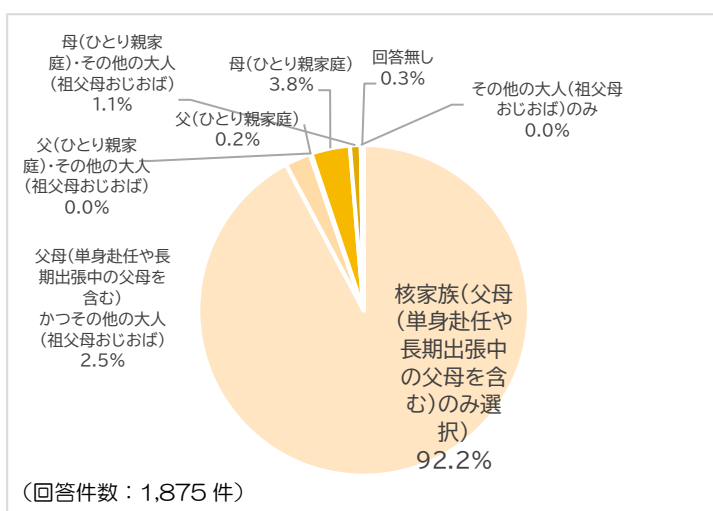
### (1) 保護者のくらしの状況

#### ①世帯構成

##### 【児童の保護者】



##### 【就学前児童の保護者】



児童の保護者、就学前児童の保護者ともに核家族が約9割を占めています。

#### ②母親の就労状況

##### 【児童の保護者】

| 回答内容                                    | 件数    | 割合    |
|-----------------------------------------|-------|-------|
| フルタイムで働いている                             | 2,166 | 40.5% |
| フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業等）       | 80    | 1.5%  |
| パート・アルバイトなどで働いている                       | 2,138 | 40.0% |
| パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業等） | 49    | 0.9%  |
| 以前は働いていたが、今は働いていない                      | 759   | 14.2% |
| これまで働いたことがない                            | 126   | 2.4%  |
| 父子家庭等のため該当する人がいない                       | 29    | 0.5%  |
| 合計                                      | 5,347 |       |

##### 【就学前児童の保護者】

| 回答内容                                    | 件数    | 割合    |
|-----------------------------------------|-------|-------|
| フルタイムで働いている                             | 780   | 41.6% |
| フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業等）       | 123   | 6.6%  |
| パート・アルバイトなどで働いている                       | 522   | 27.8% |
| パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業等） | 40    | 2.1%  |
| 以前は働いていたが、今は働いていない                      | 371   | 19.8% |
| これまで働いたことがない                            | 34    | 1.8%  |
| 父子家庭等のため該当する人がいない                       | 5     | 0.3%  |
| 合計                                      | 1,875 |       |

全体的にフルタイムで働いている人が多い傾向となっています。就学前児童の保護者は小学生の児童の保護者に比べて、母親のフルタイムが多く、パートタイムが少ない傾向にあります。

### ③父親の就労状況

#### 【児童の保護者】

| 回答内容                                    | 件数    | 割合    |
|-----------------------------------------|-------|-------|
| フルタイムで働いている                             | 4,910 | 91.8% |
| フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業等）       | 16    | 0.3%  |
| パート・アルバイトなどで働いている                       | 26    | 0.5%  |
| パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業等） | 0     | 0.0%  |
| 以前は働いていたが、今は働いていない                      | 24    | 0.4%  |
| これまで働いたことがない                            | 4     | 0.1%  |
| 母子家庭等のため該当する人がいない                       | 367   | 6.9%  |
| 合計                                      | 5,347 |       |

#### 【就学前児童の保護者】

| 回答内容                                    | 件数    | 割合    |
|-----------------------------------------|-------|-------|
| フルタイムで働いている                             | 1,758 | 93.8% |
| フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業等）       | 9     | 0.5%  |
| パート・アルバイトなどで働いている                       | 10    | 0.5%  |
| パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業等） | 0     | 0.0%  |
| 以前は働いていたが、今は働いていない                      | 7     | 0.4%  |
| これまで働いたことがない                            | 0     | 0.0%  |
| 母子家庭等のため該当する人がいない                       | 91    | 4.9%  |
| 合計                                      | 1,875 |       |

### ④世帯の経済状況（児童の保護者、就学前児童の保護者）

#### 【児童の保護者】

| 回答内容           | 件数    | 割合    |
|----------------|-------|-------|
| 100万円未満        | 143   | 2.7%  |
| 100万円以上200万円未満 | 212   | 4.0%  |
| 200万円以上300万円未満 | 289   | 5.4%  |
| 300万円以上500万円未満 | 880   | 16.5% |
| 500万円以上800万円未満 | 1,853 | 34.7% |
| 800万円以上        | 1,674 | 31.3% |
| 回答なし           | 296   | 5.5%  |
| 合計             | 5,347 |       |

#### 【就学前児童の保護者】

| 回答内容           | 件数    | 割合    |
|----------------|-------|-------|
| 100万円未満        | 55    | 2.9%  |
| 100万円以上200万円未満 | 48    | 2.6%  |
| 200万円以上300万円未満 | 90    | 4.8%  |
| 300万円以上500万円未満 | 375   | 20.0% |
| 500万円以上800万円未満 | 676   | 36.1% |
| 800万円以上        | 574   | 30.6% |
| 回答なし           | 57    | 3.0%  |
| 合計             | 1,875 |       |

（回答件数：5,347件）

|                | 留守家庭児童会室 |            |         | 放課後オープンスクエア |            |         |
|----------------|----------|------------|---------|-------------|------------|---------|
|                | 利用している   | 利用していたがやめた | 利用していない | 利用している      | 利用していたがやめた | 利用していない |
| 100万円未満        | 30.8%    | 11.2%      | 58.0%   | 52.4%       | 5.6%       | 42.0%   |
| 100万円以上200万円未満 | 50.9%    | 19.3%      | 29.7%   | 39.6%       | 5.7%       | 54.7%   |
| 200万円以上300万円未満 | 46.7%    | 22.5%      | 30.8%   | 45.7%       | 4.8%       | 49.5%   |
| 300万円以上500万円未満 | 37.4%    | 20.3%      | 42.3%   | 44.5%       | 6.5%       | 49.0%   |
| 500万円以上800万円未満 | 38.5%    | 17.0%      | 44.5%   | 46.6%       | 6.9%       | 46.5%   |
| 800万円以上        | 51.3%    | 14.9%      | 33.9%   | 41.9%       | 7.7%       | 50.4%   |

(回答件数:4,197 件)  
(回答者数:3,056 人)

|                | 留守家庭児童会室を利用していたがやめた、利用していない理由（上位3つ） |       |
|----------------|-------------------------------------|-------|
| 100万円未満        | ・特になし                               | 23.2% |
|                | ・入室要件に満たない                          | 20.0% |
|                | ・経済的負担が大きい                          | 18.4% |
| 100万円以上200万円未満 | ・経済的負担が大きい                          | 22.5% |
|                | ・子どもが放課後オープンスクエアに行くようになった           | 17.6% |
|                | ・子どもが行きたがらない                        | 13.4% |
| 200万円以上300万円未満 | ・子どもが放課後オープンスクエアに行くようになった           | 21.7% |
|                | ・経済的負担が大きい                          | 19.6% |
|                | ・特になし                               | 12.5% |
| 300万円以上500万円未満 | ・入室要件に満たない                          | 19.9% |
|                | ・子どもが放課後オープンスクエアに行くようになった           | 17.6% |
|                | ・経済的負担が大きい                          | 16.9% |
| 500万円以上800万円未満 | ・入室要件に満たない                          | 23.3% |
|                | ・特になし                               | 15.4% |
|                | ・子どもが放課後オープンスクエアに行くようになった           | 14.9% |
| 800万円以上        | ・入室要件に満たない                          | 20.7% |
|                | ・特になし                               | 14.9% |
|                | ・子どもが放課後オープンスクエアに行くようになった           | 14.6% |

|                | 事業の向上で求めること（上位3つ）                            |       |                                                  |       |
|----------------|----------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------|-------|
|                | 留守家庭児童会室<br>(回答件数:5,077 件)<br>(回答者数:2,291 人) |       | 放課後オープンスクエア<br>(回答件数:11,038 件)<br>(回答者数:5,347 人) |       |
| 100万円未満        | ・ 三季休業期の昼食サービス                               | 23.5% | ・ 施設の利用の充実（体育館や図書館等の利用）                          | 18.4% |
|                | ・ 体験活動の充実                                    | 12.2% | ・ 三季休業期の昼食サービス                                   | 16.3% |
|                | ・ 本・遊具・おもちゃの充実                               | 12.2% | ・ 三季休業期のおやつ提供                                    | 11.2% |
|                |                                              |       | ・ スタッフの対応                                        | 11.2% |
| 100万円以上200万円未満 | ・ 三季休業期の昼食サービス                               | 28.6% | ・ 三季休業期の昼食サービス                                   | 31.0% |
|                | ・ 土曜日の開設日の増加                                 | 15.5% | ・ 施設の利用の充実（体育館や図書館等の利用）                          | 19.7% |
|                | ・ 施設や設備の改善                                   | 12.6% | ・ 三季休業期のおやつ提供                                    | 18.0% |
| 200万円以上300万円未満 | ・ 三季休業期の昼食サービス                               | 28.4% | ・ 三季休業期の昼食サービス                                   | 18.1% |
|                | ・ 施設や設備の改善                                   | 15.5% | ・ 施設の利用の充実（体育館や図書館等の利用）                          | 14.9% |
|                | ・ 土曜日の開設日の増加                                 | 10.7% | ・ 三季休業期のおやつ提供                                    | 11.0% |
|                |                                              |       | ・ 特になし                                           | 11.0% |
| 300万円以上500万円未満 | ・ 三季休業期の昼食サービス                               | 27.4% | ・ 施設の利用の充実（体育館や図書館等の利用）                          | 17.4% |
|                | ・ 施設や設備の改善                                   | 12.3% | ・ 三季休業期の昼食サービス                                   | 17.3% |
|                | ・ 土曜日の開設日の増加                                 | 10.4% | ・ 三季休業期のおやつ提供                                    | 11.2% |
| 500万円以上800万円未満 | ・ 三季休業期の昼食サービス                               | 28.4% | ・ 施設の利用の充実（体育館や図書館等の利用）                          | 18.5% |
|                | ・ 施設や設備の改善                                   | 14.3% | ・ 三季休業期の昼食サービス                                   | 17.4% |
|                | ・ スタッフの対応                                    | 9.5%  | ・ 三季休業期のおやつ提供                                    | 10.6% |
| 800万円以上        | ・ 三季休業期の昼食サービス                               | 29.1% | ・ 施設の利用の充実（体育館や図書館等の利用）                          | 18.3% |
|                | ・ 施設や設備の改善                                   | 17.4% | ・ 三季休業期の昼食サービス                                   | 17.0% |
|                | ・ スタッフの対応                                    | 10.4% | ・ 三季休業期のおやつ提供                                    | 9.2%  |

世帯の経済状況による留守家庭児童会室や放課後オープンスクエアの利用状況に大きな差はみられません。「留守家庭児童会室を利用していたがやめた、利用していない理由」で、「100 万以上 200 万円未満」及び「200 万円以上 300 万円未満」の世帯では「経済的負担が大きい」が上位2位を占めています。また、事業の向上を求めることについても、世帯の経済状況による大きな違いはありませんが、「100 万円未満」だけは「体験活動の充実」が第2位となっています。

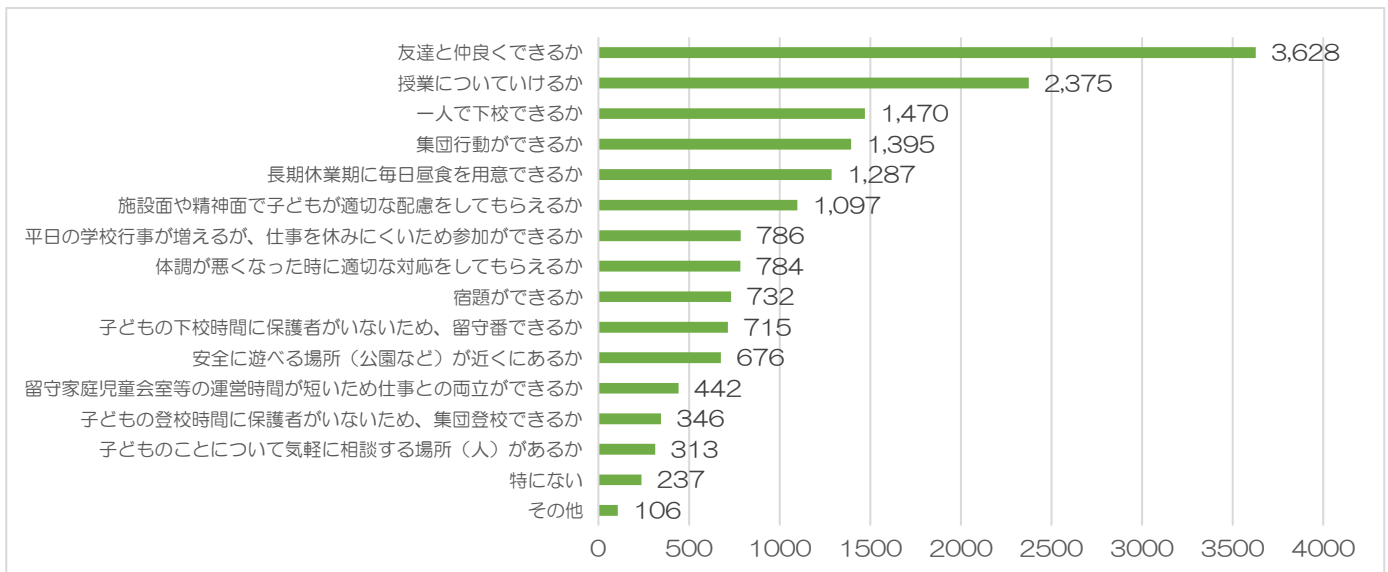
## (2) 子育ての状況

### ①子どもが入学した（する）ときの不安や困りごと（4つまで）

【児童の保護者】

(回答件数：16,389 件)

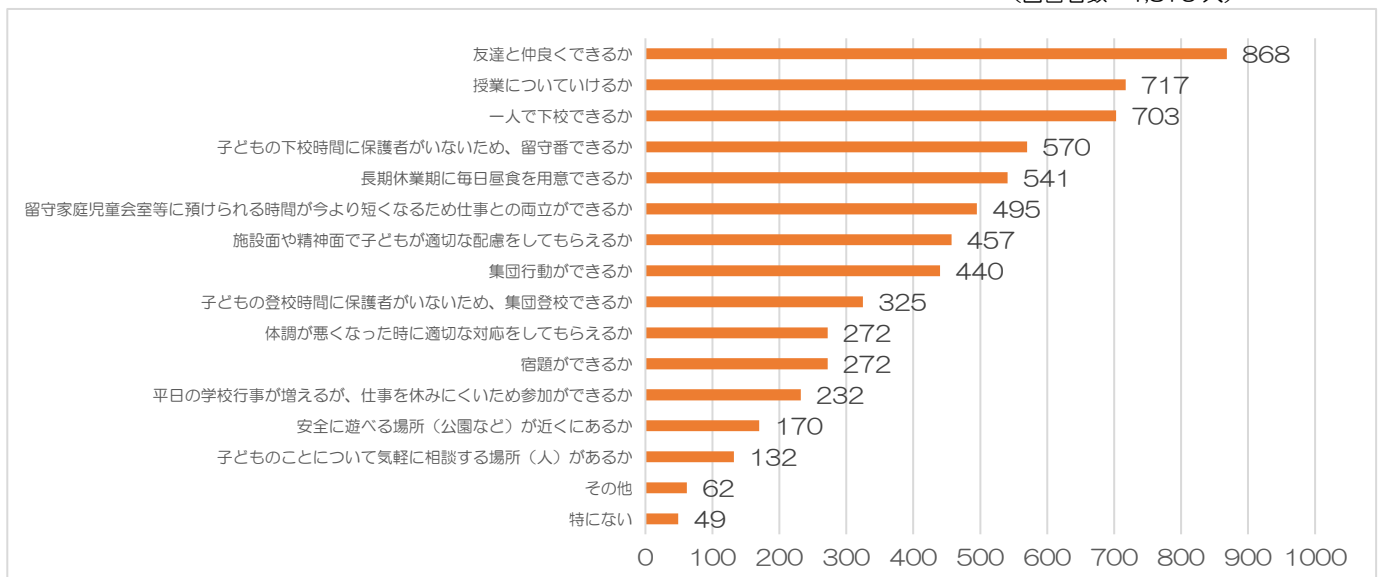
(回答者数：5,347 人)



### 【就学前児童の保護者】

(回答件数：6,305 件)

(回答者数：1,875 人)



「お子さんが小学校に入学することに、どんな不安や困りごとがありますか（ありましたか）。」という設問に対し、「留守番ができるか」といった保護者の就労に関して不安があると回答した割合は、小学生の児童の保護者に比べて、就学前児童の保護者の方が割合が高くなっています。

〈児童が小学校へ上がるときの不安や困りごと〉

|       |           |    |       | 子どもの下校時間に保護者がいないため、留守番できるか | 留守家庭児童会室等に預けられる時間が今より短くなるため仕事との両立ができるか | 子どもの登校時間に保護者がいないため、集団登校できるか |
|-------|-----------|----|-------|----------------------------|----------------------------------------|-----------------------------|
| 全回答者数 | 児童の保護者    | 件数 | 5,347 | 715                        | 442                                    | 346                         |
|       |           | 割合 |       | 13.40%                     | 8.30%                                  | 6.50%                       |
|       | 就学前児童の保護者 | 件数 | 1,875 | 570                        | 495                                    | 325                         |
|       |           | 割合 |       | 30.40%                     | 26.40%                                 | 17.30%                      |

(下は内数)

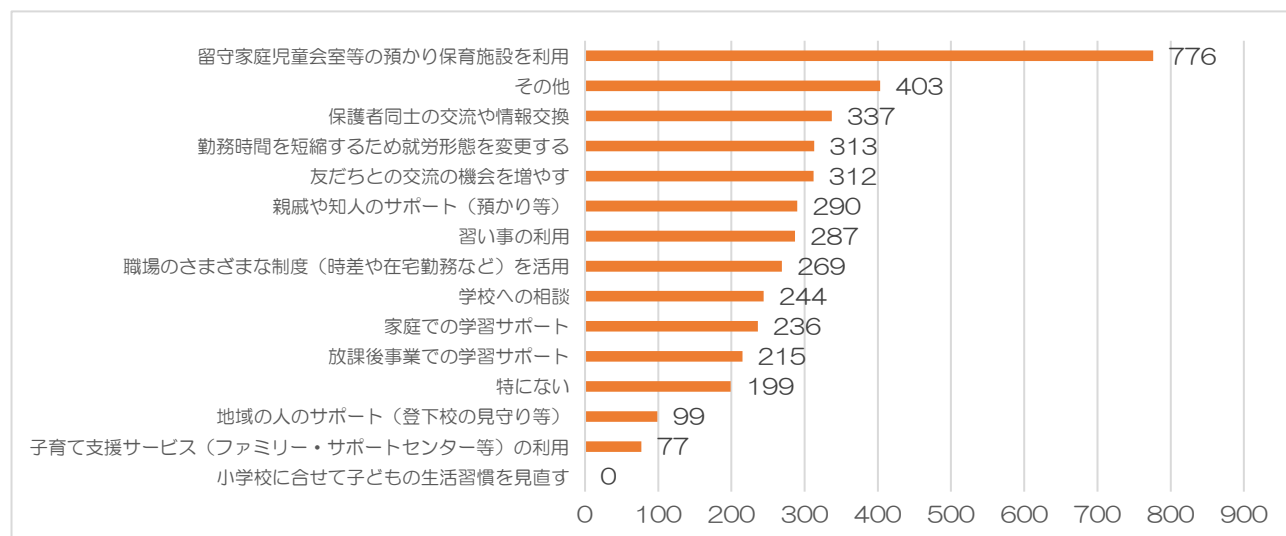
|            |           |    |       |        |        |        |
|------------|-----------|----|-------|--------|--------|--------|
| フルタイムで働く世帯 | 児童の保護者    | 件数 | 1,886 | 367    | 278    | 221    |
|            |           | 割合 |       | 19.50% | 14.70% | 11.70% |
|            | 就学前児童の保護者 | 件数 | 721   | 310    | 225    | 263    |
|            |           | 割合 |       | 43.00% | 31.20% | 36.50% |

②不安や困りごとを解消するためにすること

【就学前児童の保護者】

(回答件数：4,057 件)

(回答者数：1,875 人)



「（お子さんが小学校へ入学するときの）不安や困りごとを解消するためどのようなことを考えていますか」に対し、就学前児童の保護者の多くが「勤務時間を短縮するため就労形態を変更する」と回答していることから、就学前に比べて就学後は児童を預けられる時間が限定されることが、保護者の就労形態に大きな影響を与えていると考えられます。

(3) 留守家庭児童会室について

①利用状況（児童）

留守家庭児童会室 入室状況

（単位：人）

|           | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1年生       | 1,342  | 1,417 | 1,367 | 1,422 | 1,443 | 1,377 | 1,369 |
| 2年生       | 1,261  | 1,235 | 1,337 | 1,226 | 1,281 | 1,272 | 1,132 |
| 3年生       | 1,004  | 1,067 | 1,054 | 1,012 | 948   | 1,009 | 887   |
| 4年生       | 661    | 719   | 755   | 645   | 650   | 563   | 588   |
| 5年生       | 327    | 299   | 356   | 319   | 262   | 294   | 224   |
| 6年生       | 111    | 122   | 131   | 119   | 107   | 122   | 135   |
| 合計        | 4,706  | 4,859 | 5,000 | 4,743 | 4,691 | 4,637 | 4,335 |
| 全児童に対する割合 | 21.9%  | 23.0% | 24.2% | 22.8% | 23.0% | 23.2% | 22.2% |

②待機児童数

総合型放課後事業実施

（各年4月1日現在）

|       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 待機児童数 | 65    | 56    | 138   | 8     | 12    |
| 班数    | 100   | 101   | 96    | 102   | 97    |

※班…児童の集団の規模（支援の単位）

（各年4月1日現在）

利用者は児童数の減少に伴い、減少傾向にありますが、全児童数に対する入室率はいずれも横ばいの状況です。また、令和5年度からは「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア」を一体的に運営する総合型放課後事業を実施しており、児童の放課後の居場所の選択肢が増加することにより、待機児童数の減少に繋がりました。

③満足度（児童、児童の保護者）

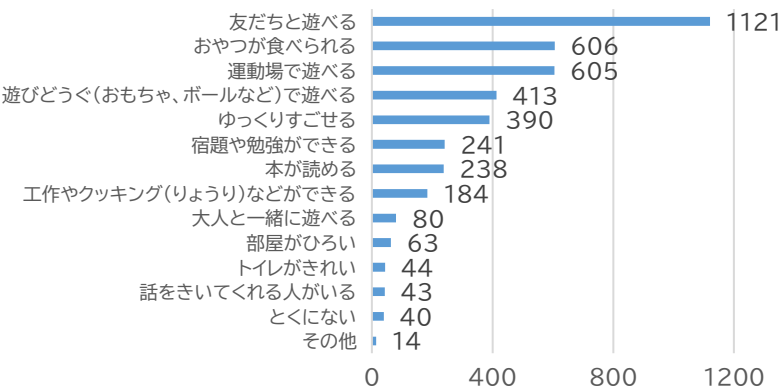
【児童】

| 回答内容     | 件数    | 割合    |
|----------|-------|-------|
| とても楽しい   | 969   | 56.3% |
| まあまあ楽しい  | 589   | 34.2% |
| あまり楽しくない | 103   | 6.0%  |
| つまらない    | 61    | 3.5%  |
| 合計       | 1,722 |       |

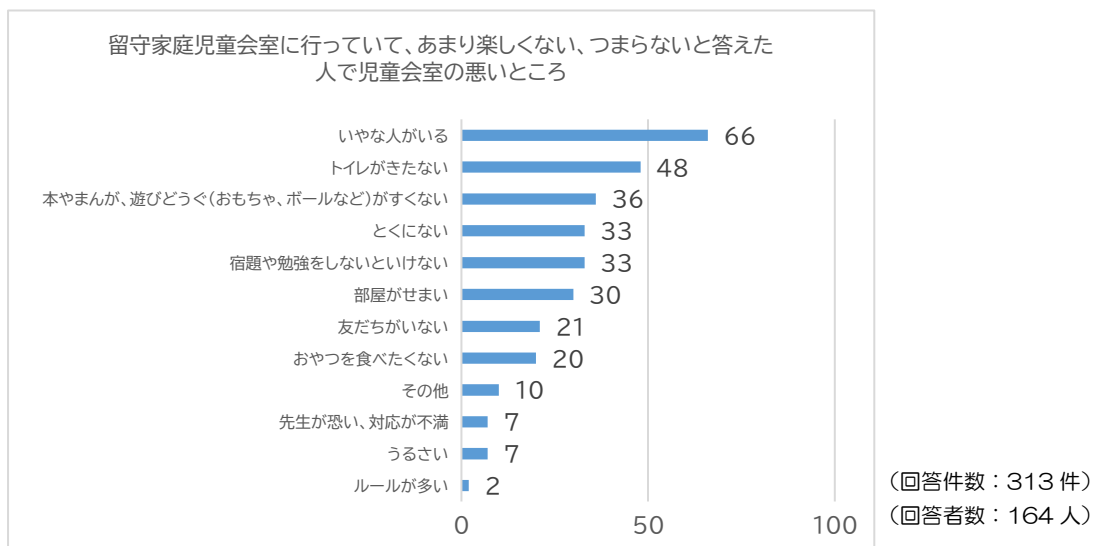
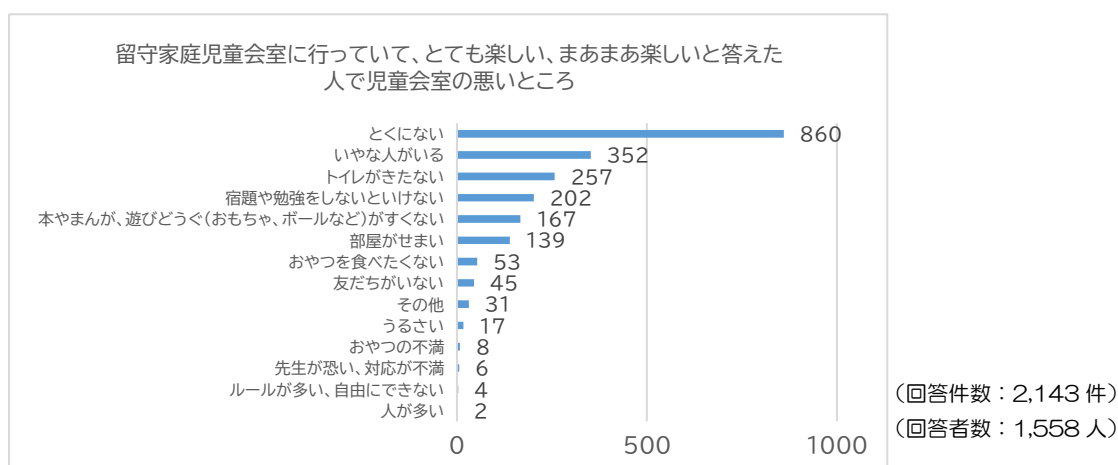
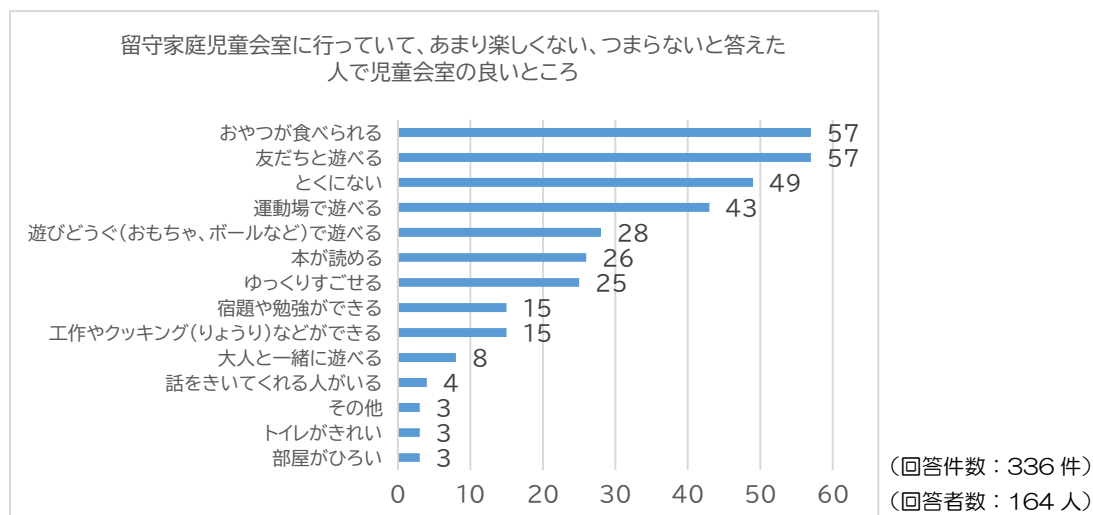
【児童の保護者】

| 回答内容       | 件数    | 割合    |
|------------|-------|-------|
| 満足している     | 845   | 36.9% |
| まあまあ満足している | 974   | 42.5% |
| ふつう        | 352   | 15.4% |
| やや不満がある    | 93    | 4.1%  |
| 不満がある      | 27    | 1.2%  |
| 合計         | 2,291 |       |

留守家庭児童会室に行き、とても楽しい、まあまあ楽しいと答えた人で児童会室の良いところ



（回答件数：4,082 件）  
（回答者数：1,558 人）



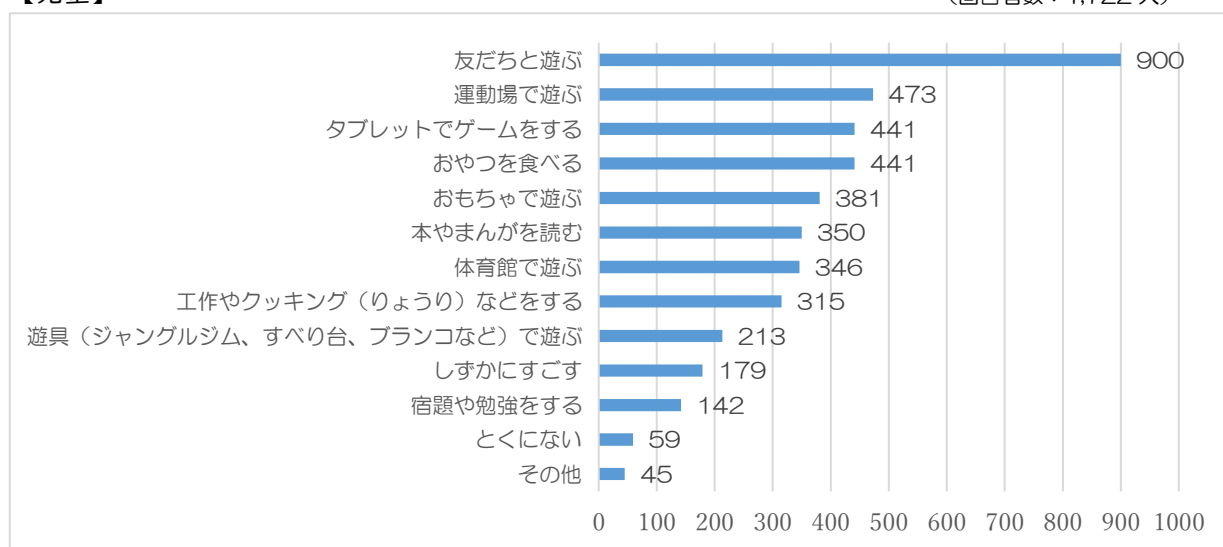
入室児童は「とても楽しい」、「まあまあ楽しい」と肯定的な回答が90.5%となっています。事業の良いところでは、「友だちと遊べる」が最も多く、次いで、「おやつが食べられる」、「運動場で遊べる」、「遊び道具で遊べる」、「ゆっくりすごせる」が多くなっています。事業の良くないところでは「特にない」が最も多く、次いで、「いやな人がいる」、「トイレが汚い」、「宿題や勉強をしないといけない」、「本やまんが、遊び道具が少ない」、「部屋がせまい」が多くなっています。

#### ④したいこと・求めること

##### 【児童】

(回答件数：4,285 件)

(回答者数：1,722 人)

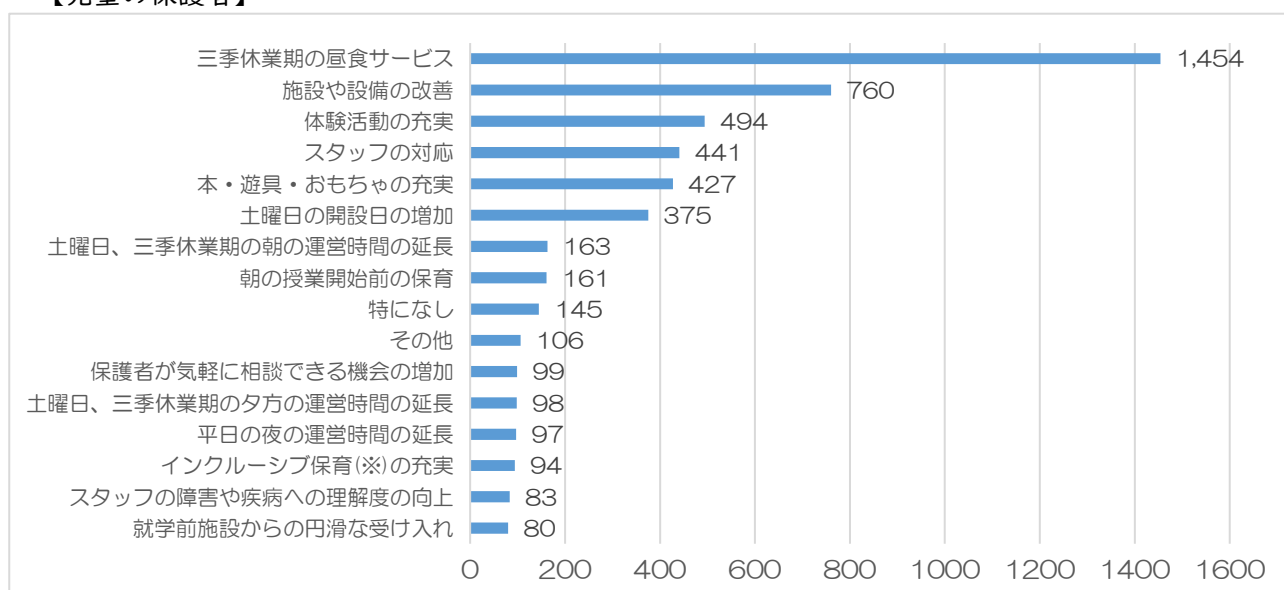


「友だちと遊ぶ」が最も多く、次いで「運動場で遊ぶ」、「おやつを食べる」、「タブレットでゲームをする」、「おもちゃで遊ぶ」、「本やまんがを読む」、「体育館で遊ぶ」、「工作やクッキングをする」が多くなっています。また、「その他」意見としては、「ダンスの練習をする」、「タブレットで勉強する」、「ずっと外遊びしたい」などの回答がありました。

##### 【児童の保護者】

(回答件数：5,077 件)

(回答者数：2,291 人)



「三季休業期の昼食サービス」が最も多く、次いで、「施設や設備の改善」、「体験活動の充実」、「スタッフの対応」、「本・遊具・おもちゃの充実」、「土曜日の開設日の増加」が多くなっています。

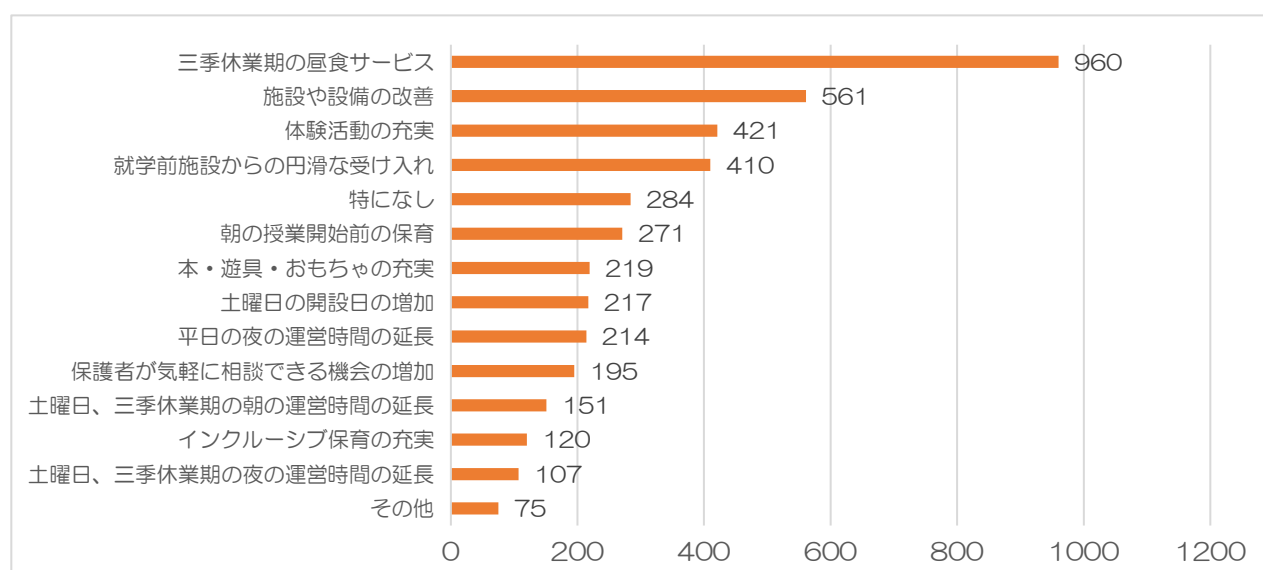
「その他」の意見では「費用が高い」、「仲間意識が高まる取り組み」、「子どもの気持ちに配慮した班の運営」、「1日単位での延長保育」、「スタッフの増員、定着化」、「子どもが理解できるようなルールづくり」などの回答がありました。

※インクルーシブ保育…子どもの年齢や国籍、障がいの有無などに関係なく、すべての子どもを受け入れて一緒に過ごす保育。「すべてを含んだ」「包括的な」という意味を持つ「インクルーシブ」の文字通り、子どもをさまざまな理由で線引きせず、それぞれの個性を認め合う環境づくりを目的としています。

# 【就学前児童の保護者】

(回答件数：4,205 件)

(回答者数：1,875 人)



「三季休業期の昼食サービス」が最も多く、次いで、「施設や設備の改善」、「体験活動の充実」、「就学前施設からの円滑な受け入れ」が多くなっています。その他では「施設に対して人口密度が高い」、「送迎が難しい」、「指導員の資質向上」、「利用料の見直し」、「遠い職場で勤務している親への理解」、「発達障害など配慮のいる子へのサポート」、「生涯学習市民センターとのイベント連携」、「利用ルールの明確化」といった回答がありました。

## ⑤朝の運営時間の延長、土曜日保育要望割合

### 【児童の保護者（学年別）】

|       |    |       | 朝の授業開始前の保育 | 土曜日、三季休業期の朝の運営時間の延長 | 土曜日の開設日の増加 |
|-------|----|-------|------------|---------------------|------------|
| 全回答者数 | 件数 | 2,291 | 161        | 163                 | 375        |
|       | 割合 |       | 7.0%       | 7.1%                | 16.4%      |

(下は内数)

|        |    |     |       |       |       |
|--------|----|-----|-------|-------|-------|
| 小学校1年生 | 件数 | 873 | 81    | 71    | 156   |
|        | 割合 |     | 50.3% | 43.6% | 41.6% |
| 小学校2年生 | 件数 | 664 | 44    | 49    | 116   |
|        | 割合 |     | 27.3% | 30.1% | 30.9% |
| 小学校3年生 | 件数 | 436 | 22    | 25    | 53    |
|        | 割合 |     | 13.7% | 15.3% | 14.1% |
| 小学校4年生 | 件数 | 206 | 9     | 12    | 30    |
|        | 割合 |     | 5.6%  | 7.4%  | 8.0%  |
| 小学校5年生 | 件数 | 65  | 3     | 3     | 10    |
|        | 割合 |     | 1.9%  | 1.8%  | 2.7%  |
| 小学校6年生 | 件数 | 30  | 1     | 2     | 7     |
|        | 割合 |     | 0.6%  | 1.2%  | 1.9%  |

### 【就学前児童の保護者】

|       |    |       | 朝の授業開始前の保育 | 土曜日、三季休業期の朝の運営時間の延長 | 土曜日の開設日の増加 |
|-------|----|-------|------------|---------------------|------------|
| 全回答者数 | 件数 | 1,875 | 271        | 151                 | 217        |
|       | 割合 |       | 14.5%      | 8.1%                | 11.6%      |

留守家庭児童会室の朝の授業開始前の保育、土曜日、三季休業期の朝の運営時間の延長、土曜日の開室日の増加を回答した人に対して、学年別に比較しました。朝の授業開始前の保育や土曜日、三季休業期の朝の運営時間の延長については、就学前児童の保護者の希望が高く、児童の保護者の要望も1年生の保護者が約半数を占めており、児童の年齢が低いほど、要望が高くなっています。また、土曜日の開室日の増加は、児童の保護者の要望が高くなっていますが、これについても低学年の児童の保護者の要望が高くなっています。

#### (4) 放課後オープンスクエアについて

##### ①利用状況（児童）

放課後オープンスクエア登録状況 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの年次別状況

(単位：人)

(単位：人)

|     | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|
| 1年生 | 1,402 | 1,407 |
| 2年生 | 1,551 | 1,593 |
| 3年生 | 1,349 | 1,598 |
| 4年生 | 1,225 | 1,282 |
| 5年生 | 992   | 960   |
| 6年生 | 559   | 507   |
| 合計  | 7,078 | 7,347 |

(各年7月31日現在)

|               | 令和5年度 |              |        | 令和6年度 |              |        |
|---------------|-------|--------------|--------|-------|--------------|--------|
|               | 児童会室  | オープン<br>スクエア | 合計     | 児童会室  | オープン<br>スクエア | 合計     |
| 1年生           | 1,377 | 1,402        | 2,779  | 1,369 | 1,407        | 2,776  |
| 2年生           | 1,272 | 1,551        | 2,823  | 1,132 | 1,593        | 2,725  |
| 3年生           | 1,009 | 1,349        | 2,358  | 887   | 1,598        | 2,485  |
| 4年生           | 563   | 1,225        | 1,788  | 588   | 1,282        | 1,870  |
| 5年生           | 294   | 992          | 1,286  | 224   | 960          | 1,184  |
| 6年生           | 122   | 559          | 681    | 135   | 507          | 642    |
| 合計            | 4,637 | 7,078        | 11,715 | 4,335 | 7,347        | 11,682 |
| 全児童に<br>対する割合 | 23.2% | 35.5%        | 58.7%  | 22.2% | 37.6%        | 59.8%  |

児童会室：4月1日現在

放課後オープンスクエア 7月31日現在

令和6年度の登録人数は昨年度と比べて増加しています。1日の平均利用人数も昨年度より増加しています。

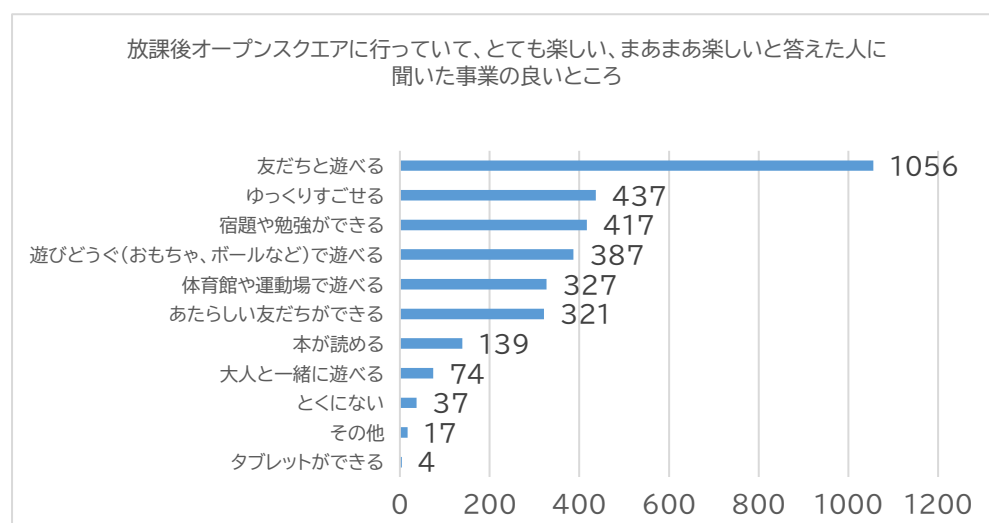
##### ②満足度（児童、児童の保護者）

###### 【児童】

| 回答内容     | 件数    | 割合    |
|----------|-------|-------|
| とても楽しい   | 680   | 45.7% |
| まあまあ楽しい  | 657   | 44.1% |
| あまり楽しくない | 102   | 6.8%  |
| つまらない    | 50    | 3.4%  |
| 合計       | 1,489 |       |

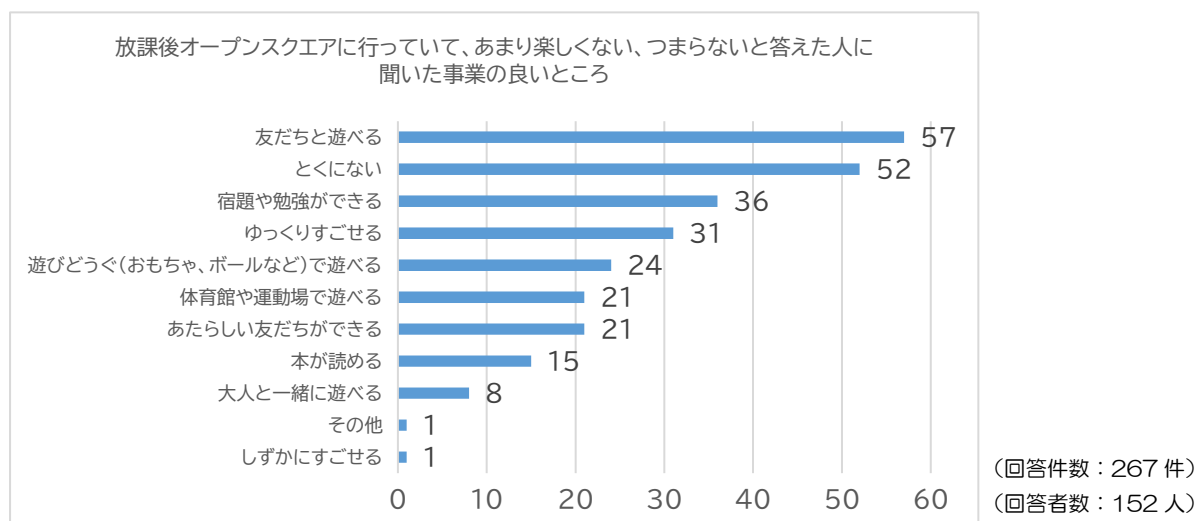
###### 【児童の保護者】

| 回答内容       | 件数    | 割合    |
|------------|-------|-------|
| 満足している     | 686   | 28.8% |
| まあまあ満足している | 954   | 40.1% |
| ふつう        | 575   | 24.1% |
| やや不満がある    | 135   | 5.7%  |
| 不満がある      | 30    | 1.3%  |
| 合計         | 2,380 |       |

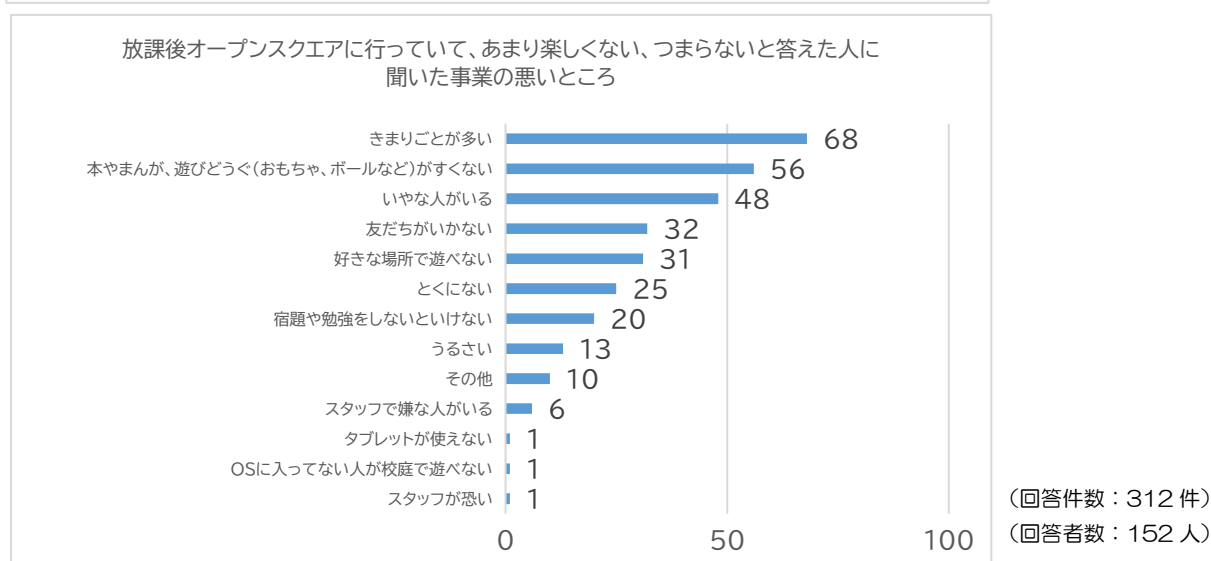
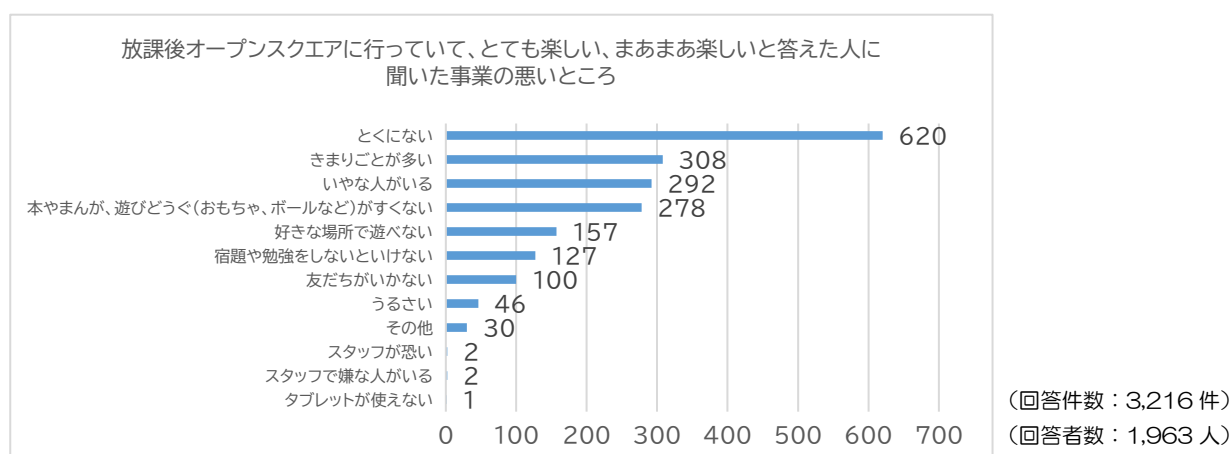


(回答件数：3,216 件)

(回答者数：1,337 人)



参加した児童は「とても楽しい」、「まあまあ楽しい」と肯定的な回答が89.8%となっています。事業の良いところでは、「友達と遊べる」が最も多く、次いで、「ゆっくりすごせる」、「宿題や勉強ができる」、「遊び道具で遊べる」、「体育館や運動場で遊べる」が多くなっています。



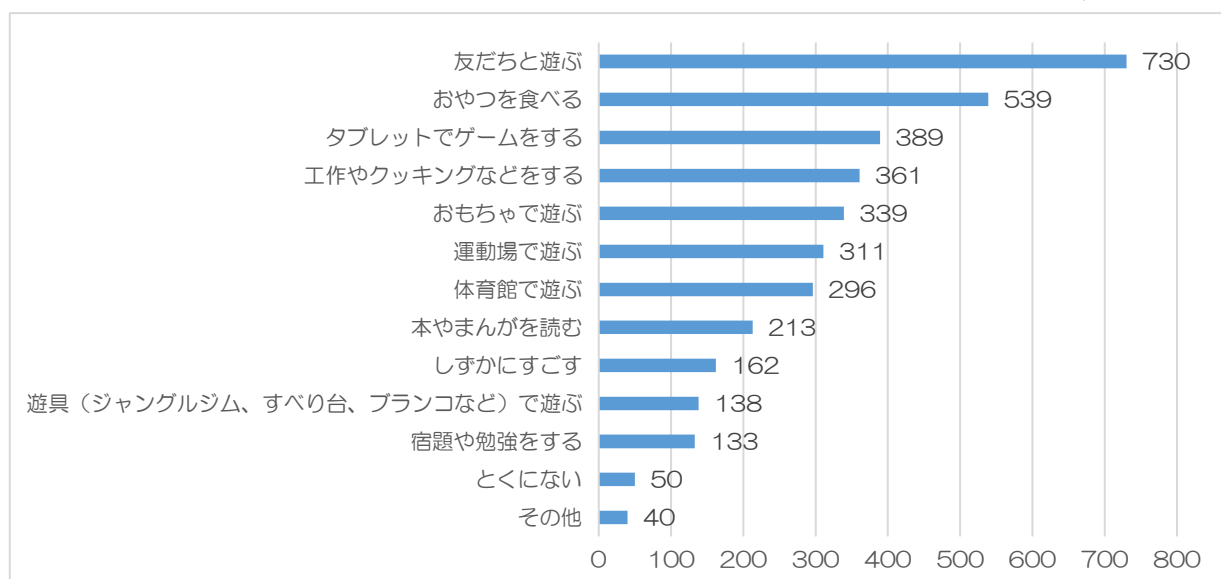
事業の悪いところでは「特になし」が最も多かったものの、次いで、「きまりごとが多い」、「いやな人がいる」、「本やまんが、遊び道具が少くない」が多くなっています。

### ③したいこと・求めること

#### 【児童】

(回答件数：3,701 件)

(回答者数：1,489 人)

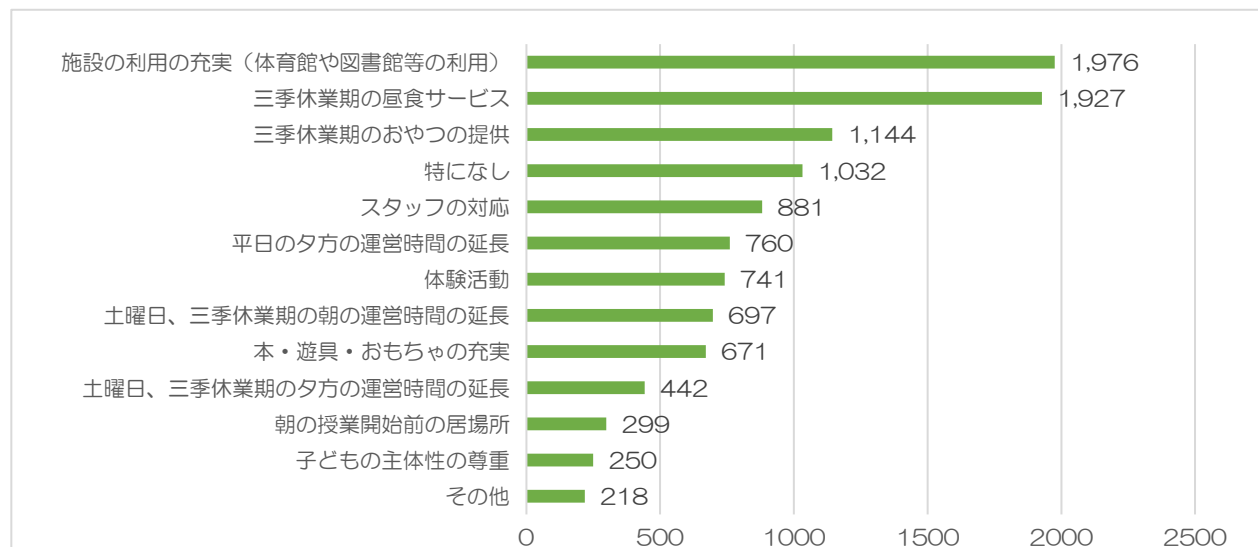


「友達と遊ぶ」が最も多く、次いで、「おやつを食べる」、「タブレットでゲームをする」、「工作やクッキングなどをする」、「おもちゃで遊ぶ」、「運動場で遊ぶ」、「体育館で遊ぶ」となっています。また、その他の回答では、「Switchがしたい」、「ダンスがしたい」、「タブレットで自主学習」、「水遊び」、「トランポリン」、「図書室を使いたい」などの回答がありました。

#### 【児童の保護者】

(回答件数：11,038 件)

(回答者数：5,347 人)



「施設の利用の充実」が最も多く、次いで、「三季休業期の昼食サービス」、「三季休業期のおやつ提供」、「特になし」、「スタッフの対応」、「平日の夕方の運営時間の延長」、「体験活動」、「土曜日、三季休業期の朝の運営時間の延長」、「本・遊具・おもちゃの充実」が多くなっています。その他では「スタッフの拡充とタブレットの使用制限」、「プールの開放」、「平日の出欠確認」、「代休日の運営」、「平日のおやつ提供」、「静かに落ち着いて本を読んで過ごせる環境」、「みんなで誘い合えるように学校全体で保険をかけてほしい」といった回答がありました。

## 学年別朝の運営時間の延長要望割合

### 【児童の保護者（学年別）】

|       |    |       | 朝の授業<br>開始前の<br>保育 | 土曜日、三<br>季休業期<br>の朝の運営<br>時間の延<br>長 |
|-------|----|-------|--------------------|-------------------------------------|
| 全回答者数 | 件数 | 5,347 | 299                | 697                                 |
|       | 割合 |       | 5.6%               | 13.0%                               |

(下は内数)

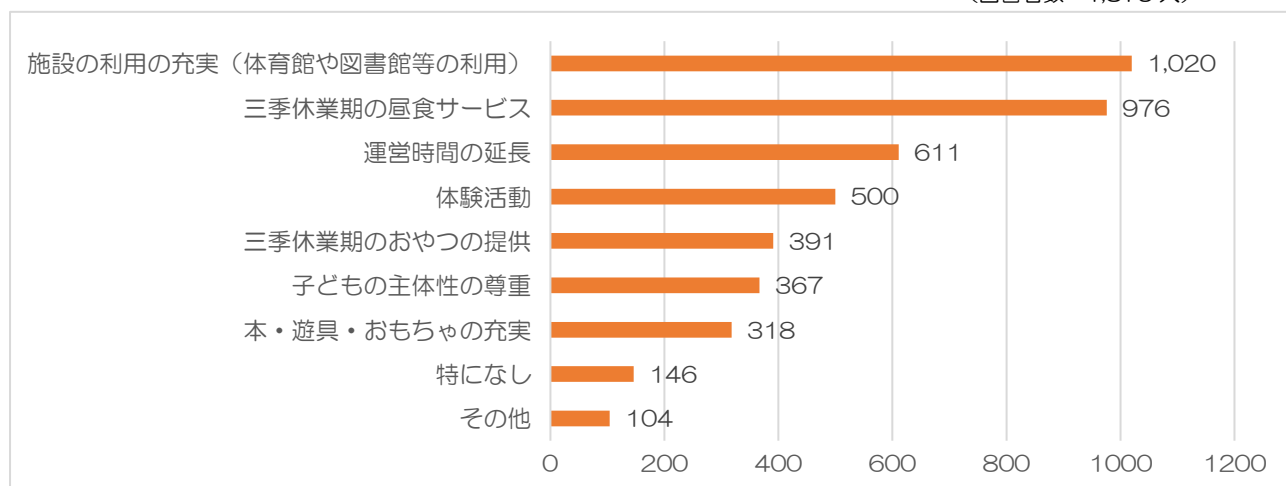
|        |    |       |       |       |
|--------|----|-------|-------|-------|
| 小学校1年生 | 件数 | 1,545 | 105   | 189   |
|        | 割合 |       | 35.1% | 27.1% |
| 小学校2年生 | 件数 | 1,351 | 83    | 203   |
|        | 割合 |       | 27.8% | 29.1% |
| 小学校3年生 | 件数 | 1,020 | 51    | 142   |
|        | 割合 |       | 17.1% | 20.4% |
| 小学校4年生 | 件数 | 678   | 22    | 87    |
|        | 割合 |       | 7.4%  | 12.5% |
| 小学校5年生 | 件数 | 387   | 22    | 44    |
|        | 割合 |       | 7.4%  | 6.3%  |
| 小学校6年生 | 件数 | 323   | 13    | 25    |
|        | 割合 |       | 4.3%  | 3.6%  |

放課後オープンスクエアを利用している児童の保護者に聞いた要望で、朝の授業開始前の保育、土曜日、三季休業期の朝の運営時間の延長を回答した人に対して、学年別に比較しました。朝の授業開始前の保育よりも、土曜日、三季休業期の朝の運営時間の延長を要望が高く、放課後オープンスクエアは9時からの運営であることが要因と考えられます。いずれの要望も低学年の児童の保護者が高くなっています。

### 【就学前児童の保護者】

(回答件数：4,433 件)

(回答者数：1,875 人)



「施設の利用の充実」が最も多く、次いで、「三季休業期の昼食サービス」、「運営時間の延長」、「体験活動」、「三季休業期のおやつ提供」、「子どもの主体性の尊重」、「本・遊具・おもちゃの充実」が多くなっています。その他では「安全性の確保」、「大人の見守り体制」、「早朝預かり」、「放任ではなく大人が適切に介入する」、「職員の資質向上」、「出欠確認」といった回答がありました。

## (5) 枚方子どもいきいき広場事業について

### ①利用状況

令和4年度 参加延べ人数:34,329人

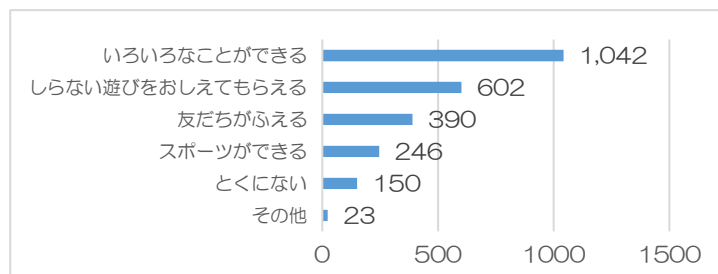
令和5年度 参加延べ人数:34,505人

### ②満足度

#### 【児童】

| 回答内容     | 件数    | 割合    |
|----------|-------|-------|
| とても楽しい   | 962   | 58.9% |
| まあまあ楽しい  | 575   | 35.2% |
| あまり楽しくない | 68    | 4.2%  |
| つまらない    | 27    | 1.7%  |
| 合計       | 1,632 |       |

児童に聞いた枚方子どもいきいき広場の良いところ（3つまで）



(回答件数: 2,453 件)

(回答者数: 1,632 人)

参加した児童は「とても楽しい」、「まあまあ楽しい」と肯定的な回答が 94.1%となっています。「色々なことができる」が最も多く、次いで「知らない遊びを教えてもらえる」、「友だちがふえる」、「スポーツができる」となっています。「その他」の意見では、「やりたいことだけ参加ができる」、「工作ができる」、「地域の大人とおしゃべりできる」、「料理ができる」、「作り方を教えてもらって作るのが楽しい」、「初めての体験ができる」などの回答がありました。

### ③参加の多い体験活動

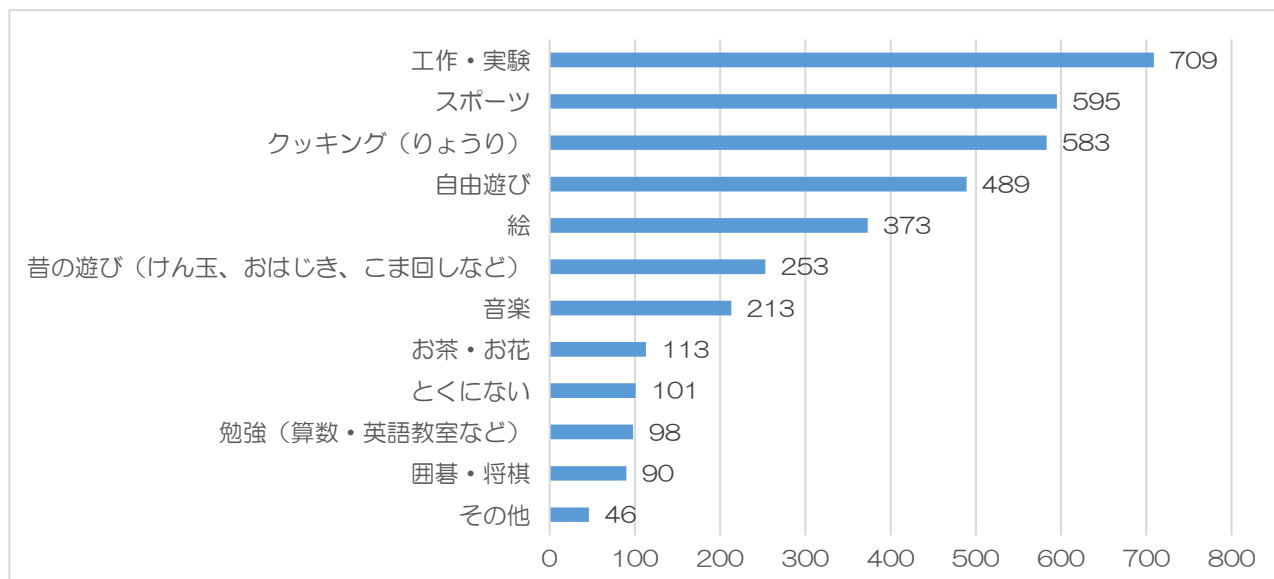
|          |                                                                            |
|----------|----------------------------------------------------------------------------|
| スポーツ     | ドッジボール、野球、サッカー、テニス、キックベース<br>卓球、バドミントン、グランドゴルフ、ソフトバレー、ダンス                  |
| イベント・ゲーム | 水遊び、ビンゴ大会、お楽しみ会、お別れ会、お買い物ごっこ<br>鬼ごっこ、逃走中、クリスマス会、昔遊び、じゃんけん大会、<br>魚釣り        |
| 工作       | プラ板、しめ縄飾り、提灯づくり、水鉄砲、ミニクリスマスツリー<br>缶バッチ、バレンタイン工作、スノードームづくり、アイロンビーズ          |
| 収穫・クッキング | 焼き芋、カレー作り、飯盒炊爨、ミニケーキ、ホットケーキ<br>たけのこ掘り、もちつき、餃子づくり、みかん狩り、<br>水風船スイカ割、フルーツサンド |
| 映画・音楽鑑賞  | 映画、読書、吹奏楽                                                                  |

#### ④ したいこと・求めること

(回答件数：3,663 件)

##### 【児童】

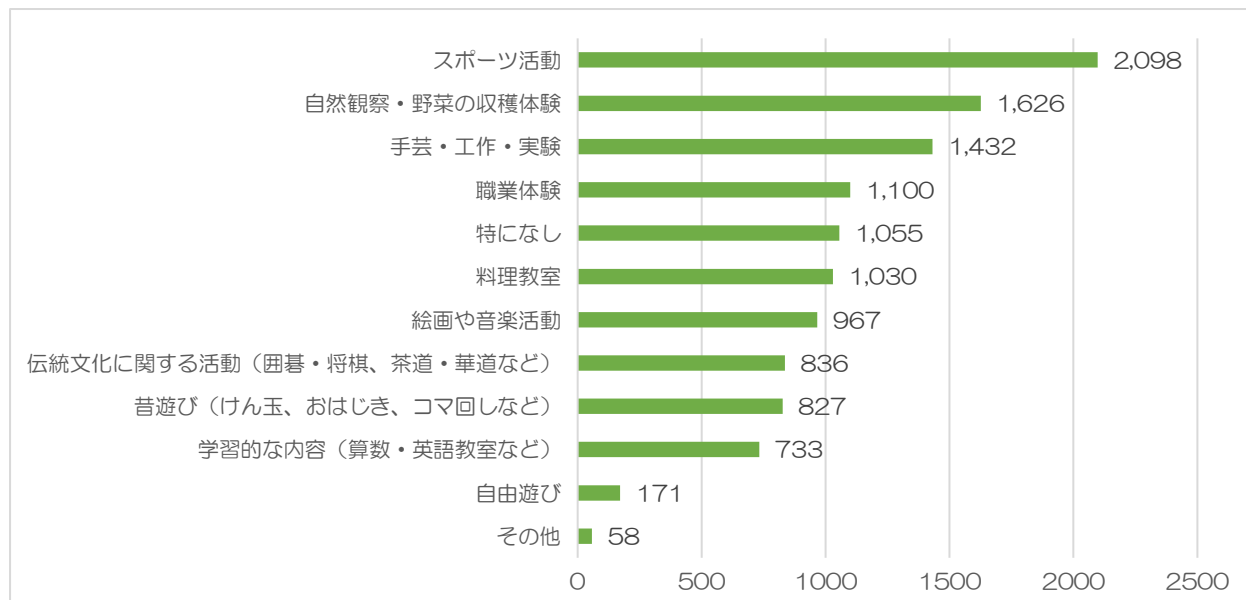
(回答者数：1,632 人)



(回答件数：11,933 件)

##### 【児童の保護者】

(回答者数：5,347 人)



## (6) 放課後児童対策全般について

求めること（児童の保護者、就学前児童の保護者）

### 【児童の保護者】

（回答件数：14,205 件）

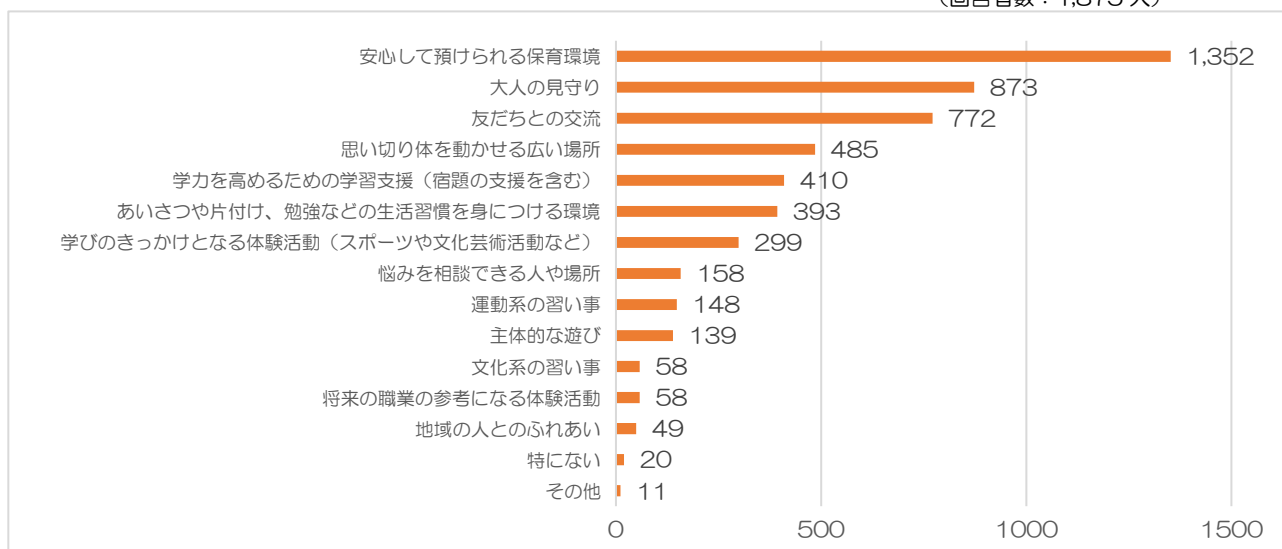
（回答者数：5,347 人）



### 【就学前児童の保護者】

（回答件数：5,225 件）

（回答者数：1,875 人）

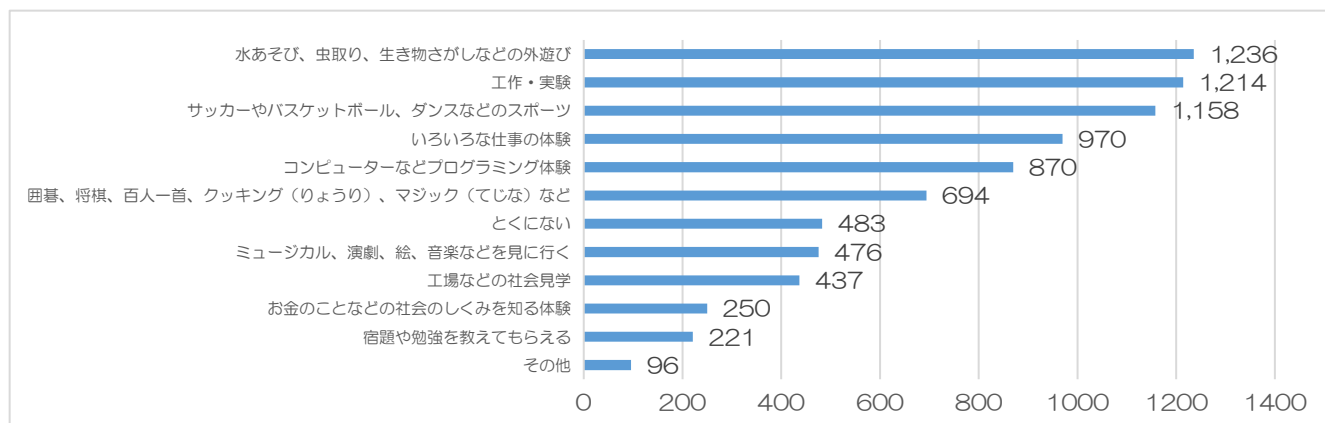


児童の保護者、就学前児童の保護者とも、安心して預けられる保育環境が最も多い結果となりました。また、どちらの保護者においても、放課後に友だちとの交流を求める項目が多く選択されています。

## 【児童のやってみたい体験活動】

(回答件数：8,105 件)

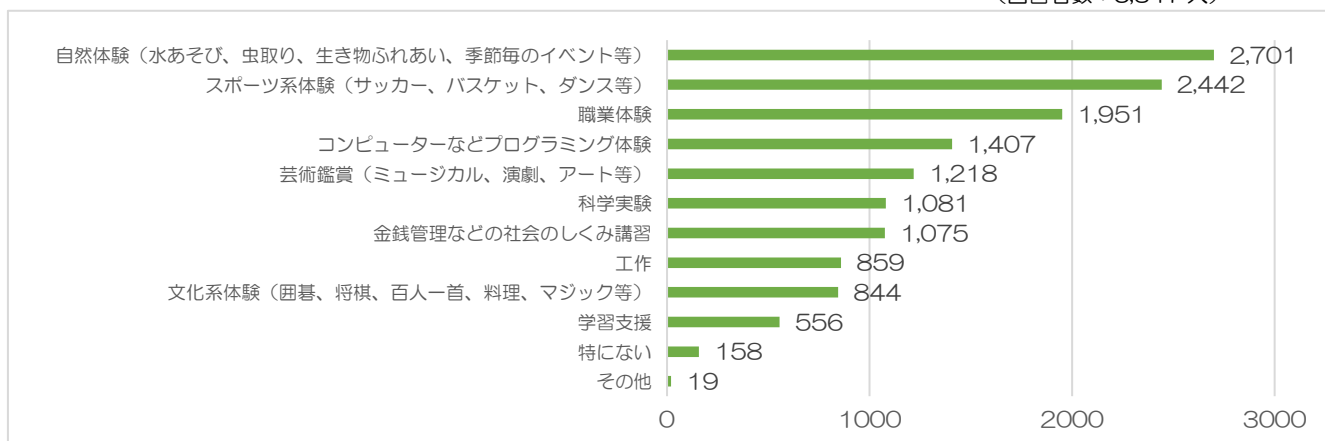
(回答者数：3,778 人)



## 【保護者が子どもに参加して欲しい体験活動】

(回答件数：14,311 件)

(回答者数：5,347 人)



## (7) アンケート調査や意見聴取等のまとめ

### ① アンケート調査のまとめ

- ・ 児童について、**ほっとできるのはどんなとき**か尋ねたところ、多くの児童が、友だちと遊んでいるとき、好きなことをしているとき、のんびりしているとき、しずかなとき、一人でいるとき、いっぱい体を動かしているときが多くなっており、児童にとっての居場所が様々であることが確認できました。
- ・ **留守家庭児童会室に入室している児童**の多くは満足度が高くなっており、事業の良いところでは、友だちと遊べる、おやつが食べられる、運動場で遊べるが多くなっています。しかしながら、留守家庭会室の悪いところでは、特にないという回答が多くありましたが、いやな人がいるが多く、トイレがきたないといった施設に関する意見も多くなっており、児童の保育環境の整備を進める必要があります。
- ・ **放課後オープンスクエアに参加している児童**の多くは満足度が高くなっており、事業の良いところは友だちと遊べると答えた児童が飛びぬけて多くなっています。しかしながら、事業の悪いところでは、特にないという回答が多くありましたが、きまりごとが多い、いやな人がいる、本やまんが、遊び道具が少ないという回答が多くなっていることから、事業の改善に向けて取り組む必要があります。
- ・ **体験活動に関する回答**については、児童が知らない遊びや色々なことができることへの喜びの声が聞かれました。また、どのような体験活動をしたいかについては、児童も保護者も同様の傾向で、多い

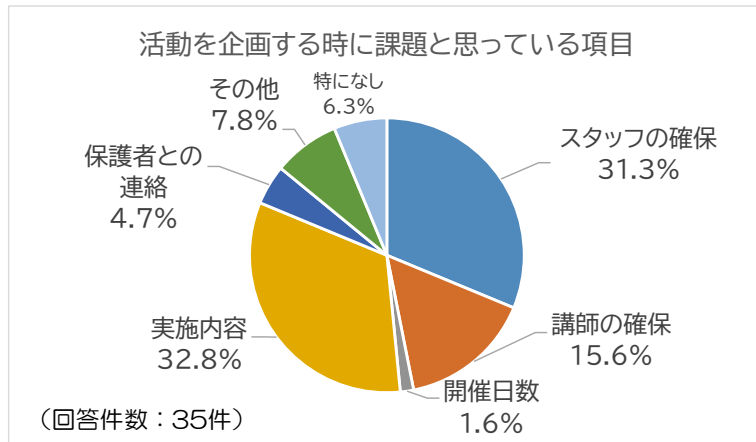
ものとしては、「水遊び、虫取り、生き物さがしなどの外遊び」、「工作・実験」、「いろいろな仕事の体験」、「コンピュータープログラミング体験」、「囲碁、将棋、百人一首、クッキング、マジックなど」となっており、様々な体験が得られる機会の充実が求められています。

- ・保護者へのアンケートは、共働き家庭の増加やフルタイム勤務の増加など、保護者の就労が多様化していることが確認できました。就学前に比べて子育てと仕事が両立しにくいなど、いわゆる「小1の壁」の問題や保護者のニーズも多様化しており、三季休業期の昼食サービスや留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加、運営時間の延長などの保護者ニーズの増加が見受けられます。

## ②児童の意見聴取のまとめ

- ・概ねアンケートの内容と同様の意見が多くありました。「楽しいこと、嫌なこと（時間）」では、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの違いは少なく、多くの児童が外で遊ぶことや友達と遊ぶことを楽しんでいることが確認できました。
- ・「ルールについて」では、「困ったルール」として大人（職員等）の都合にあわせたルールも多くありましたが、「走ってはいけない」などの安全・安心に過ごすためのルールを「困ったルール」と捉えている児童も多く、説明や話し合い等の不足により、なぜその行為をしてはいけないのか納得できていないと思われます。また、「ルールの決め方」においては、子どもたちでルールを決めていると答えた児童が少なく、児童が主体的にルールを決めていくという事や児童が主体的に意見を出し合い問題を解決していく話し合いの場として設定している「子ども会議」自体が、児童の中でイメージが持てていないようです。
- ・「施設のこと」については、児童の放課後アンケート結果とほぼ同内容の結果となりましたが、児童は放課後の居場所として、「友達と遊べる」、「ほっとできる」、「自由に過ごせる」、「安全で快適」な居場所を求めていることが改めて確認できました。

### ③枚方子どもいきいき広場事業実施団体からの意見

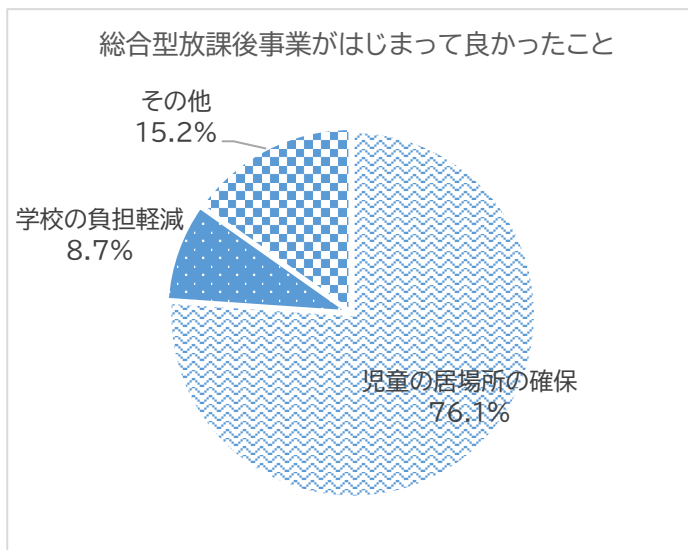


#### 【その他】

- ・コロナ禍、コロナ禍後の運営を課題と感じている
- ・課題なし
- ・児童対応を課題と感じている
- ・学校との調整やルールを課題と感じている

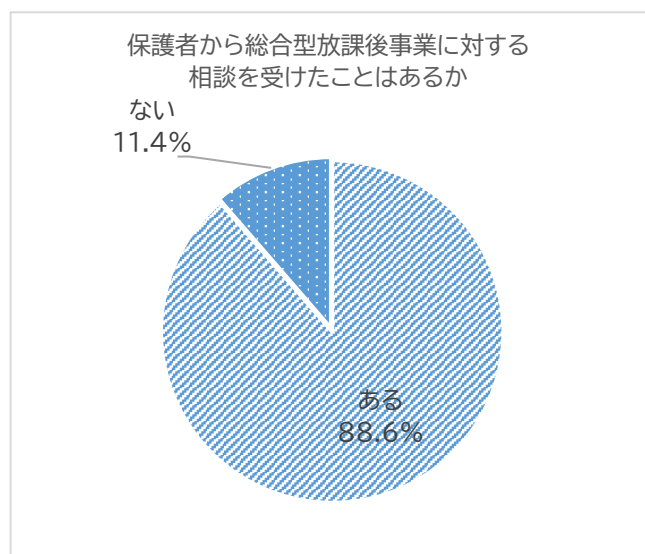
- ・メニューが固定化してきて新しいメニューの試行ができていない。
- ・無断欠席の場合、連絡はとっていないが問題が生じた時の対処をどうするか。
- ・学校行事が年度に入らないとわからないので、PTA や外部講師などとの調整が難しい。
- ・プログラムの工作の内容によっては、事前の準備が大変。その為のスタッフも必要となる。
- ・スタッフには現役の人もあり、土曜日に参加できない人もいる。一方で高齢化も進み特定の人に当番が偏る傾向に全国的に PTA の見直しが進められている。このような背景から今までのような PTA の協力前提の活動は難しい状況になりつつある。なかなか地域でも保護者でも増やせない。
- ・参加児童が多い時は、スタッフの確保に苦勞することもある。
- ・スタッフが高齢化している。
- ・仕事をしている保護者がほとんどなので、仕事を休んでもらっての出席が毎回だと負担になる。
- ・自主的に活動してくれるスタッフのおかげで成り立っている。
- ・プログラムによっては、多人数のスタッフが必要となるので、従来のスタッフ以外に確保するのに苦慮している。
- ・活動内容（実施内容）について、スタッフ（サポーター）の人数を考え、子どもの参加人数を予想し、無理のない状況を常に考え企画している。

#### ④小学校長からの意見



・「総合型放課後事業が始まってよかった点」としては、留守家庭児童会室だけでなく放課後オープンスクエアもあることで、児童の居場所の選択肢が増え、児童だけでなく保護者も安心して過ごせることができていていると感じている学校が多いことが確認できました。また、「学校外トラブルが減少した」、「校庭開放がなくなったことで、職務に専念できる」等、教員の負担軽減に繋がったとの意見もありました。

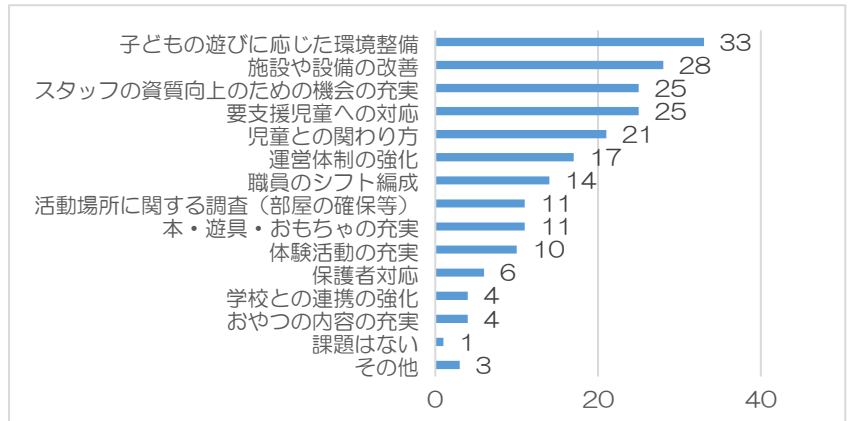
- ・「総合型放課後事業の課題」としては、空き教室が不足しているため事業の運営場所を別に確保してほしい、特別教室の使用による授業の制約、安全・安心に過ごせる居場所の確保が課題であるという意見が多く、次に、トラブルや保護者への対応が総合型放課後事業の現場で適切に行える体制の整備、総合型放課後事業の職員の学校ルールを理解、参加している児童が運動場で体を動かせるよう、地域開放とのルールの市としての統一が課題と捉えている意見が寄せられました。
- ・「総合型放課後事業に期待すること」としては、教職員の負担軽減や異学年での活動等による児童の社会性の育成を期待する声がありました。
- ・総合型放課後事業を利用したほうが良いと思う児童がいると半数に近い学校が回答しており、保護者の帰りが遅い家庭や様々な理由で見守りが必要な家庭などの児童が利用することで、居場所の確保や休日中の児童の様子を確認することができるのではないかと期待の声がありました。
- ・学校の教室には登校していないが総合型放課後事業を利用している児童がいると回答している学校が2校あり、その児童が居場所の一つとして利用していることがわかりました。



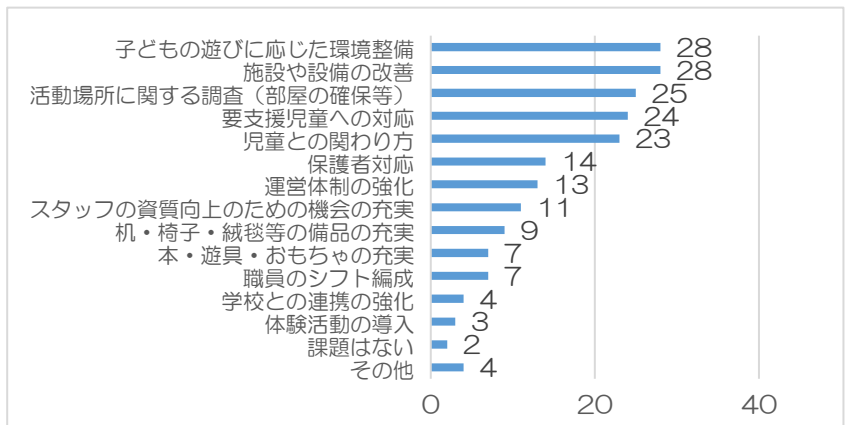
・「保護者から留守家庭児童会室や放課後オープンスクエアに対する相談を受けたことの有無」では、ほとんどの学校が受けたことがあると回答しており、主には、事業の制度やトラブルに関する相談でした。保護者への総合型放課後事業制度の丁寧でわかりやすい説明が必要です。

## ⑤職員や運営事業者からの意見

- ・留守家庭児童会室の課題については、子どもの遊びに応じた環境整備が最も多く、次いで、施設や設備の改善、スタッフの資質向上のための機会の充実、要支援児童への対応、児童との関わり方、運営体制の強化が多くなっています。その他では留守家庭児童会室間の意見交換や情報共有といった回答がありました。

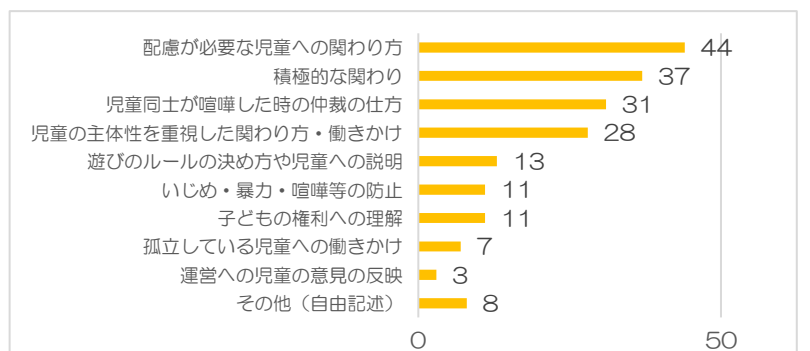


- ・放課後オープンスクエアの課題については、子どもの遊びに応じた環境整備や施設や設備の改善が最も多く、次いで、活動場所に関する調査（部屋の確保等）、要支援児童への対応、児童との関わり方が多くなっています。

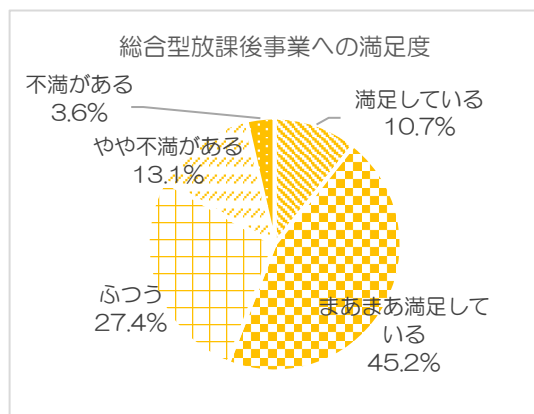


- ・両事業について、静かに過ごせるスペースを確保する等、児童の居場所に応じた環境整備への工夫が求められます。

- ・職員（スタッフ）について、児童との関わりの中で課題だと感じていることは、配慮が必要な児童への関わり方が最も多く、次いで、積極的な関わり、児童同士がケンカした時の仲裁の仕方、児童の主体性を重視した関わり方・働きかけ等となっており、職員が相談できる体制と児童への関わり方の知識・技量を高める取り組みが必要です。



- ・今後より充実させたほうが良いと思う研修については、配慮が必要な児童に関する研修、遊びやゲーム等に関する研修が多く、次いで職員同士のコミュニケーション方法を学ぶ研修、防災・防犯に関する研修、運営への児童の意見反映に関する研修が多くなっており、職員が課題と認めていることへの対応について、学びたいという気持ちが確認できました。



- ・総合型放課後事業に従事している中での満足度は、ふつうも含めた肯定的な回答が83.3%となっています。満足度の理由としては、留守家庭児童会室の児童が他の児童と遊べる機会が増えて笑顔が増えた、児童の成長に関わることにやりがいを感じる、児童が安心して過ごせる放課後の居場所になっている、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの運営の違いがスタッフも保護者も曖昧になっていると感じている等の意見がありました。

## 8 総合型放課後事業の課題

### ①子どもの権利の尊重

家庭・地域・学校等のあらゆる場面で子どもの権利が保障されるためには、留守家庭児童会室等においても、子どもに関わる職員一人ひとりが子どもの最善の利益を考え、その権利について一層理解を深め、行動していくことが必要です。子どもの意見や気持ちを受け止めずに大人（職員等）の意向で取り組みを進めている場合もあることから、子どもの意見を聴き、気持ちに寄り添うことが大切です。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）を踏まえ、留守家庭児童会室等においても、子どもへの性暴力等の防止措置を講じることが求められます。

### ②合理的配慮が必要な子ども等への支援の充実

留守家庭児童会室等において、障害の有無に関わらず子ども同士が遊び等を通してともに成長できるよう、障害のある子ども等への適切な配慮や環境整備を行うとともに、職員が障害への理解を一層深め、子どもの特性に応じた支援を行うことが求められます。障害に対する認識不足や障害の種類も多種多様で一人ひとりの対応が難しく、職員もどう対応してよいか悩んでいるとの声があることから、職員に対する研修の充実や子どもに丁寧に関われるよう障害児加配職員の十分な配置が求められます。また、障害のある子ども以外にも、虐待やいじめを受けた子どもや、日本語能力が十分でない子どもへの対応が求められます。

### ③児童の放課後のより良い居場所づくり

放課後児童健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策事業である放課後オープンスクエアの両事業の趣旨に沿った、子どもの主体性を重視した運営が求められます。

調査では、楽しいと感じている子どもが多くいる一方で、きまりごとが多いなど窮屈に感じている子どもの声も多くありました。居場所は子どもが「ここが居場所」だと感じることで、大人が居場所づくりを行うことにより生じるギャップを埋めるために、子どもの視点に立って、子どもの意見を聴き、共に創ることが必要です。

留守家庭児童会室は、留守家庭児童会室施設整備計画に基づき、施設整備並びに老朽化対策に取り組んできましたが、平成 31 年度からは整備費用の負担軽減を図るため、余裕教室等の学校施設の有効活用を図るよう見直しました。こうした中、枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）を踏まえ、子どもの遊びや生活の場として必要な老朽化対策などの環境整備や運営の質の向上を図っていく必要があります。また、保育の需要の高まりもあり、適正な人員配置が求められます。

放課後オープンスクエアについても、学校施設を活用しきれていない状況や見守りにおける職員の関わり方の認識にも差が見られるため、より良い子どもの居場所となるよう、さらなる学校施設の活用の工夫や環境整備、運営の質の向上が求められます。

また、両事業を一体的に運営するメリットである両事業間での異年齢の子どもとの交流や子どもの主体的な交流が十分に図られていないため、連携の図り方の工夫が必要です。

#### ④いじめ問題等への対応

放課後に異年齢で過ごすことは年長者が年少者への遊びの指導や弱い者へのかばい合いなどプラスの効果もありますが、同時に、発達段階などの違いにより、思わぬいたずら、ケンカやトラブルも起こっています。それらがいじめに繋がることのないよう、子どもの変化を見逃さないなど未然防止、早期解決に努める一方、子どもの育ち合いの場として、子どもの「立ち直り」や「やり直し」の機会となるよう、また、子どもが自分たちで解決できるよう、大人の側面援助が必要です。事案がいじめと考えられる場合は関係機関と連携し早期に組織的な対応を図ることが必要です。

#### ⑤支援を必要とする子どもと家庭を支援につなげる仕組みづくり

子どもやその家庭が抱える問題の背景にはさまざまな要因が絡み合い、各施策の個別対応のみでは解決が困難であるケースは少なくありません。学校や関係機関と連携強化を図り、子どもの生活の変化を見逃さないよう見守る必要があります。また、総合型放課後事業の中でも、夏季休業期間などの三季休業期に子どもが弁当を持参していないケースや、昼食を食べていない子どもも見受けられたことから、学校給食のない三季休業期に家庭において十分な食事を取れない子どもへの支援について、児童の健全育成の観点から市全体で連携して取り組む必要があります。

#### ⑥就学前施設と留守家庭児童会室の円滑な接続

幼児期の終わりという節目が、子どもの育ちの大きな切れ目にならないようにすることが大切ですが、現状は就学前施設との情報共有や交流を十分図れていません。幼児期から学童期にわたって切れ目のない育ちの支援を行えるよう、留守家庭児童会室においても就学前施設や学校と子どもの状況についての情報共有や連携、就学前施設と留守家庭児童会室の子ども同士の交流を行い、子どもが安心して放課後を過ごすことができる取り組みが求められます。

#### ⑦多様な体験活動の推進

遊びは、主体的に行われるものであり、子どもにとっての認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動です。また、多様な体験活動は自己肯定感やチャレンジ精神が高まる取り組みとして期待される中、子どもは色々な体験活動をしたいと感じており、多様な体験活動ができる機会の充実が必要です。近年、子どもによってはこうした体験活動を得られる機会の格差が生じているほか、体験格差が学力格差に繋がることも指摘されており、体験活動の充実が求められます。

#### ⑧枚方子どもいきいき広場事業への支援

枚方子どもいきいき広場事業では、地域の状況により後継者の育成や担い手不足、提供するプログラムの固定化などが課題となっており、これらに対する行政の支援が求められます。

## ⑨子育てしやすい環境づくり

共働き家庭の増加やフルタイム勤務が増加するなど、保護者の就労が多様化する中で、就学前に比べて子育てと仕事が両立しにくいなど、いわゆる「小1の壁」の問題や保護者のニーズも多様化しています。本市においても、三季休業期の昼食サービスや留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加、運営時間の延長などの保護者ニーズが増加していることや、また、子どもの登校時間より早く保護者が出勤する家庭では、朝の時間帯の子どもの居場所が課題となっていることから、子どもや保護者に寄り添った施策の充実が求められます。

## 9 放課後児童対策の考え方と方向性

総合型放課後事業のこれまでの取り組み状況やアンケート調査の結果等からの課題を踏まえ、子ども・若者総合計画に掲げる放課後児童対策の取り組み内容に基づき、放課後児童対策の考え方と方向性について、次のとおり示します。

### 【基本的な考え方】

放課後は土曜日や三季休業期間中を含む、子どもにとっての主体的な活動が行われる自由な時空間です。こうした自由な時空間で、仲間とともに思い思いの遊びを行ったり、一緒に宿題や学習をしたり、時にはゆっくりとした時間を過ごしたりすることによって、子どもは学力を向上させます。また、仲間の大切さや同年齢・異年齢の仲間との人間関係の構築の仕方や、自分たちでルールを作り、自分たちで主体的にルールを守ることなどを理屈ではなく体験として学び、主体性や社会性、創造性といった能力を自ら育んで、生きる力を身に付けていきます。

この自由な時空間での仲間と過ごす体験不足が、現在の子どもの発達に様々な影響を与えています。次代を担う子どもにとって、今、求められているのは、その発達段階において、誰もが経験しておくべき、自由な時空間で仲間とともに過ごす豊かな時間と場です。

このため、本市では、安全・安心な小学校において、留守家庭児童会室、放課後オープンスクエアや枚方子どもいきいき広場事業の連携を図り、子どもの主体性や社会性、創造性等の育成に重要な役割を果たす、仲間とともに自由に過ごす時間と場となる、子どもの豊かな放課後を創造します。

### (1) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進

家庭や学校以外の第3の居場所として、全小学校で実施しているすべての子どもが放課後の遊びや様々な体験活動ができる留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業における放課後児童対策の取り組みを一層強化します。居場所は子どもが「ここが自分の居場所」だと感じることで、大人が居場所づくりを行うことにより生じるギャップを埋めるために、子どもの視点に立って、子どもの意見を聴き、子どもと共に居場所を創ることをめざします。

#### ①留守家庭児童会室等での子どもの権利を尊重する取り組みの推進

留守家庭児童会等において、放課後児童支援員等が子どもの権利について学び、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行うとともに、子どもの生活や遊びに影響のある事柄に関して子どもが気持ちや意見を表現できる環境づくりと、それを放課後児童支援員等が受け止めるよう配慮します。また、子どもの権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめ子どもと保護者に周知し、事案発生時は適切に対応します。

#### ②留守家庭児童会室等での性犯罪・性暴力防止対策の推進

こども性暴力防止法を踏まえ、留守家庭児童会室について性犯罪・性暴力の防止措置の国の認定を受けるなど、子どもの性犯罪・性暴力防止に向けた取り組みを推進します。

#### ③合理的配慮が必要な子ども等への教育・保育の充実と支援

留守家庭児童会室等においては、障害の有無に関わらず子ども同士が遊び等を通して共に成長できるよう、障害のある子どもへの適切な配慮及び環境整備を行うとともに、子どもの行動特性に応じて加配などの人員配置を行います。このほか、保育士や臨床心理士による巡回指導や職員研修により障害への理解を深め、子どもの活動が充実できるよう努めます。障害のある子どもについては、地域における障害児支援の中核的役割を担うひらかた子ども発達支援センター等との連携強化を進めます。また、虐待やいじめを受けた子ども、日本語能力が十分でない子どもに対しては、学校と連携を図るとともに、必要に応じ、子ども家庭センターやまるっとこどもセンター等の関係機関とも連携します。

#### ④いじめに対する取り組みの推進

いじめ防止については、枚方市いじめ防止基本方針のもと、学校・家庭と連携していじめの未然防止に努めるとともに、職員が、子どもの小さな変化やいじめの兆候に気付いた場合は、全職員に情報を共有して、まずはいじめの背景にどのような要因があったのか分析を行い、組織的に対応します。また、日ごろから子どもへ「いじめは絶対ゆるされない」という認識やお互いを思いやり尊重することなどを適切に指導し、いじめ問題を解決するためにはどう関わったら良いかを主体的に考える機会を設けます。

#### ⑤総合型放課後事業の質の向上と連携

合理的配慮が必要な子どもも含めたすべての子どもが発達段階に応じて、仲間とのふれあいや、遊びや生活の場を通して社会性や主体性が発揮できるよう事業の質の向上をめざします。

子どもにとってより良い居場所となるよう民間活力による事業運営の検証を行い、継続的、安定的な事業運営を行うことができる実施手法のあり方を検討します。

総合型放課後事業の運営内容について、客観的な評価を受けることにより、事業の質の向上に努めます。また、子どもが様々な学びや体験活動、外遊びの機会に接することができるよう、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの子どもの交流を図るなど、両事業の連携を進めます。

## ⑥職員の資質向上と人材確保

放課後児童支援員等が総合型放課後事業の趣旨や目的を十分理解し、豊かな人間性と倫理観を有し、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援にあたるよう、引き続き人材育成を図ります。また、事業の継続性、安定性を確保するため、責任と役割に応じた運営の徹底を図るとともに、必要な人材確保に努めます。

## ⑦施設等の環境整備

施設改善を求める子どもや保護者のニーズが高いことを踏まえ、子どもにとってより良い居場所となるよう、「枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、留守家庭児童会室の専用区画の面積（児童1人あたりおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上）や支援単位あたりの児童数（おおむね 40 人以下）など必要な環境の整備に努めるとともに、設備や備品の充実に取り組めます。留守家庭児童会室の老朽化対策については、学校の教室の活用状況等も踏まえ、今後の児童数や利用児童数の推移を見極め、学校施設の有効活用を図りながら、計画的に環境整備を進めます。

また、安全管理マニュアル等に基づき各施設で作成している「安全計画」に従い、子どもの安全の確保を図るため、施設の設備の安全点検、子どもに対する日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練、その他安全に関する事項について必要な措置を講じます。並びに留守家庭児童会室は感染症のまん延や災害時においても必要に応じて開室する必要があるため、様々な場面を想定し、事前に業務が継続できる体制を定めます。

## ⑧学校施設の有効活用

総合型放課後事業において学校施設を活用する場合、市が責任を持って管理運営にあたる必要があることから、事故が起きた場合の対応や、学校施設の活用にあたっての費用区分や責任の所在などを明確にし、学校や保護者の不安を招くことのないよう努めます。児童の放課後の居場所を豊かにする観点から、子どもの要望等も踏まえ図書室や体育館等の学校施設の有効活用を進めます。

## ⑨支援を必要とする子どもと家庭を支援につなげる仕組みづくり

子どもやその家庭が抱える問題の背景にはさまざまな要因が絡み合い、各施策の個別対応のみでは解決が困難であるケースは少なくありません。学校園等の教育現場と、まるっとこどもセンター等の関係機関や市長部局の各福祉施策を扱う福祉部門との連携強化を図ります。また、学校給食のない三季休業期中に家庭において十分な食事を取れない子どもへの支援についても市全体で連携して検討を進めます。

## ⑩就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援

幼児期から学童期にわたって切れ目のない育ちの支援を行うため、幼児期の終わりという節目が、子どもの育ちの大きな切れ目にならないようにすること等を示している「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」（令和5年12月閣議決定）に基づき、新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、子どもの状況について保育所（園）等の就学前施設や学校と留守家庭児童会室の連携や情報共有を図ります。また、就学前施設と留守家庭児童会室の子ども同士の交流、職員同士の交流を行います。

### ⑪地域等との連携による多様な体験活動の推進

子どもが自然保護、文化活動など、地域の人と楽しみながら協力して取り組む様々な体験活動に参加することで自己肯定感や自己有用感を高めることは重要です。学校や授業では体験できない地域の特色や多様性を活かした体験活動を提供する取り組みを推進します。

### ⑫枚方子どもいきいき広場事業への支援

学校や授業では経験できない地域の特色や多様性を活かした体験活動を提供する枚方子どもいきいき広場事業の取り組みを地域の実情に応じて支援します。

## (2) 総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備

### ①保護者ニーズに合った事業の充実

核家族化や共働き世帯の増加、保護者の就労形態の多様化により、子育てと仕事の両立を支援し、「小1の壁」を打破するため、留守家庭児童会室等の放課後児童対策の充実を図ります。特に、小学校入学を境に就学前に比べて子どもを預けることが難しくなり、保護者が子育てと仕事の両立が困難となっていることを鑑み、保護者ニーズに合った事業の充実を図り、子どもが楽しく安全に過ごせる居場所と就学後も保護者が安心して就労できる環境を整えます。今後は、昼食サービスの試行実施の検証結果を踏まえ、実施に向け、検討を行うとともに、留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加や開室時間の延長などの保護者ニーズを踏まえ、事業の充実に向けた検討を行います。また、子どもの登校時間より早く保護者が出勤する家庭の朝の時間帯における子どもの居場所づくりについて、課題整理の上、検討を行います。このほか、就学前施設と留守家庭児童会室の円滑な接続による子どもの安全・安心な保育を行うため、就学前施設や学校と子どもの状況を共有するなどの連携を図ります。

### ②総合型放課後事業の制度等の周知

放課後児童健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策の放課後オープンスクエアの事業の趣旨を明確にし、保護者に周知することで、保護者が制度を理解し、目的に合わせて利用することができ、安心して就労できるように努めます。また、保育料等の算定根拠が見える化することで、受益者負担の納得性を高めるとともに、費用に見合った保育料等かどうか定期的に検証します。

### ③児童の放課後の居場所づくりの推進

総合型放課後事業の取り組みについて、事業の質の向上と連携、職員の資質向上と人材確保、施設等の環境整備、学校施設の有効活用、枚方子どもいきいき広場事業への支援などを行いながら、一層強化していきます。

## 10 放課後児童対策の目標事業量及び取り組み目標

年度ごとの小学校の児童数推計と総合型放課後事業実施後の利用実績等を踏まえ、総合型放課後事業の各事業の量の見込みを算出するとともに、児童の放課後の居場所がどれだけ充実しているか把握・評価するため、取り組み目標を設定します。

### (1) 留守家庭児童会室の目標事業量

留守家庭児童会室については、総合型放課後事業実施後は年間を通した待機児童は発生していません。引き続き、全小学校で実施するものとし、総合型放課後事業実施後の利用実績を踏まえ、本市の将来の児童人口推計と「枚方市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」により、保護者のフルタイムの勤務が増加していることや今後の就労意向の増加割合などを勘案して、算出した結果を量の見込みとします。

|        | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|--------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 入室児童数  | 4,733   | 4,604   | 4,405   | 4,200    | 3,957    |
| (1～3年) | (3,521) | (3,408) | (3,257) | (3,094)  | (2,908)  |
| (4～6年) | (1,212) | (1,196) | (1,148) | (1,106)  | (1,049)  |
| 小学校児童数 | 19,032  | 18,587  | 17,881  | 17,249   | 16,687   |
| 入室率    | 24.9%   | 24.8%   | 24.6%   | 24.3%    | 23.7%    |

<参考：留守家庭児童会室の利用実績>

|       | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 入室児童数 | 5,000   | 4,743   | 4,691   | 4,637   | 4,335※  |

※「児童の放課後を豊かにする基本計画」の令和 6 年度の目標事業量は 5,548 人

### (2) 放課後オープンスクエアの目標事業量

放課後オープンスクエアについては、全小学校で実施済みであり、引き続き実施するものとし、総合型放課後事業実施後の利用実績を踏まえ、登録率は今後も増加傾向が継続するものとして算出した結果を量の見込みとします。

|        | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|--------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 登録児童数  | 7,613   | 7,621   | 7,510   | 7,417    | 7,342    |
| 小学校児童数 | 19,032  | 18,587  | 17,881  | 17,249   | 16,687   |
| 登録率    | 40%     | 41%     | 42%     | 43%      | 44%      |

<参考：放課後オープンスクエアの利用実績>3 月末時点

|       | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度              | 令和 6 年度    |
|-------|---------|---------|---------|----------------------|------------|
| 登録児童数 | -       | -       | -       | 7,779<br>(7,318(9月)) | 7,597 (9月) |

|                               | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------------------------------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの校内交流型の実施 | 44 校    | 44 校    | 44 校    | 44 校     | 44 校     |

※留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの一体型について、両事業が連携して、活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」、また、「連携型」のうち、同一小学校内で両事業を実施しているものを、「校内交流型」という。

### (3) 枚方子どもいきいき広場事業の目標事業量

枚方子どもいきいき広場事業は、土曜日を基本に全小学校で実施団体が行い、今後も引き続き市が実施団体に支援・助成を行い、事業を継続するものとします。

|       | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 実施小学校 | 44 校    | 44 校    | 44 校    | 44 校     | 44 校     |

### (4) 児童の放課後の居場所の充実にに向けた取り組み目標

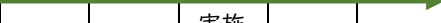
放課後行動計画の計画期間である令和 7 年度から令和 11 年度までの間に、児童の放課後の居場所がどれだけ充実しているか把握・評価するため、取り組み目標を設定します。

| 取り組み目標                                  | めざす方向性                                                  |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| ① 留守家庭児童会室、放課後オープンスクエア、枚方子どもいきいき広場事業の充実 | 各事業による総合型放課後事業の充実に図りながら、子どもの満足度の向上をめざします。               |
| ② 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアでの子どもの主体的な活動の推進   | 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの連携を図り、主体的に活動できていると感じている子どもを増やします。  |
| ③ 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアとの事業間連携           | 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの連携を図り、それぞれの友だちと遊べたと感じている子どもを増やします。 |

## II 放課後児童対策の具体的方策

放課後児童対策の考え方と方向性に基づき、放課後児童対策の目標事業量及び取り組み目標の達成に向け、今後の放課後児童対策の具体的方策について、次のとおり定めます。

| 施策の方向性                              | 具体的方策                                                                                                                                                                                                                                                                                        | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|-----|-----|
| (I) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進 |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    |    |     |     |
| ①留守家庭児童会等での子どもの権利を尊重する取り組みの推進       | ・委託事業者も含めた全従事者への人権研修の実施【拡充】<br>・子どもの権利侵害時の対応マニュアルの作成【新規】                                                                                                                                                                                                                                     |    |    | 実施 |     |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 検討 |    | 実施 |     |     |
| ②留守家庭児童会室等での性犯罪・性暴力防止対策の推進          | ・子どもの性犯罪・性暴力防止に向けた留守家庭児童会室の備品（カーテン、パーテーション、防犯カメラ等）の配備【新規】<br>・委託事業者も含めた全従事者へのこども性暴力防止法の周知【新規】<br>・留守家庭児童会室における子どもの性犯罪・性暴力の防止措置の国の認定【新規】                                                                                                                                                      | 実施 |    |    |     |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    | 実施 |     |     |
| ③合理的配慮が必要な子ども等への教育・保育の充実と支援         | ・障害の有無に関わらず子ども同士が遊び等を通して共に成長できるよう子どもが障害等や多様性への理解を促進できる活動の充実【拡充】<br>・子どもの特性に応じた加配などによる人的支援【拡充】<br>・保育士や臨床心理士による巡回指導や職員研修による障害への理解促進【拡充】<br>・外国語を母国語とする子ども・保護者への支援【新規】<br>・医療的ケア児の受入れに向けた体制整備の検討【新規】                                                                                           |    |    | 実施 |     |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    | 実施 |     |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    | 実施 |     |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    | 実施 |     |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    | 実施 |     |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 検討 |    |    |     |     |
| ④いじめに対する取り組みの推進                     | ・いじめに対する啓発活動【拡充】<br>・相談しやすい環境づくり【拡充】<br>・対応マニュアルの改訂【拡充】                                                                                                                                                                                                                                      |    |    | 実施 |     |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    | 実施 |     |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    | 実施 |     |     |
| ⑤総合型放課後事業の質の向上と連携                   | ・委託事業者も含めた全従事者への子どもの主体性を重視した大人の働きかけの研修の実施【拡充】<br>・総合型放課後事業の運営に子どもの意見が反映できる仕組みづくり【新規】<br>・次期の委託事業者選定に向けた委託のあり方の検討・実施【拡充】<br>・委託事業者も含めた総合型放課後事業の均質化に向けた情報共有等の場の設定【拡充】<br>・子ども自らが居場所を選択できる総合型放課後事業のあり方の検討【拡充】<br>・留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの連携【拡充】<br>・子どもからの意見聴取【拡充】<br>・総合型放課後事業の客観的な評価の仕組みづくり【新規】 |    |    | 実施 |     |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 検討 |    | 実施 |     |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 検討 |    |    | 実施  |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    | 実施 |     |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 検討 |    |    |     |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    | 実施 |     |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    | 実施 |     |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 検討 |    | 実施 |     |     |
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    |    |     |     |

| 施策の方向性                        | 具体的方策                                                                                                                                                                                                                                    | R 7                                                                                         | R 8                                                                                         | R 9                                                                                         | R10 | R11 |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| ⑥職員の資質向上と人材確保                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成計画・研修計画の策定【拡充】</li> <li>・人材確保につながる放課後児童支援認定資格研修の本市での実施【新規】</li> <li>・人材確保に向けた効果的な PR【拡充】</li> <li>・指導員マイスター制度や職員表彰など職員のモチベーション向上につながる仕組みづくり【新規】</li> </ul>                                   |          |          | 実施<br>   |     |     |
| ⑦施設等の環境整備                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数を超えた留守家庭児童会室の学校施設の有効活用を含めた老朽化対策計画の策定【新規】</li> <li>・留守家庭児童会室のトイレの洋式化、男女別トイレの設置などのトイレ環境の整備【新規】</li> <li>・合理的配慮が必要な子どもを含めた子ども一人ひとりの居場所に応じた環境の整備【拡充】</li> <li>・留守家庭児童会室の業務継続計画の策定【新規】</li> </ul> | 検討<br>   |          | 実施<br>   |     |     |
| ⑧学校施設の有効活用                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設を活用する場合の管理運営等にかかる学校との取り決め【新規】</li> <li>・子ども一人ひとりの居場所に応じた図書室や体育館などの学校施設の活用【拡充】</li> </ul>                                                                                                     |                                                                                             |                                                                                             | 実施<br>   |     |     |
| ⑨支援を必要とする子どもと家庭を支援につなげる仕組みづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭において十分な食事を取っていない子どもへの三季休業期の昼食サービスを活用した支援【新規】</li> </ul>                                                                                                                                        |          | 検討<br>   |                                                                                             |     |     |
| ⑩就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの状況の就学前施設や学校との連携や情報共有【拡充】</li> <li>・留守家庭児童会室入室前の就学前児童の体験受け入れ【新規】</li> <li>・就学前児童と留守家庭児童会室の子ども同士や職員同士の交流【新規】</li> <li>・留守家庭児童会室入室時の保護者との面接による情報共有【拡充】</li> </ul>                               |        |                                                                                             | 実施<br> |     |     |
| ⑪地域との連携による多様な体験活動の推進          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三季休業期などにおける子どもの体験活動の取り組みの推進【新規】</li> </ul>                                                                                                                                                       |        | 検討<br> |                                                                                             |     |     |
| ⑫枚方子どもいきいき広場事業への支援            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた枚方子どもいきいき広場事業への支援【新規】</li> </ul>                                                                                                                                                        | 検討<br> |                                                                                             | 実施<br> |     |     |

| 施策の方向性                      | 具体的方策                                                       | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------|----|----|----|-----|-----|
| (2) 総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備 |                                                             |    |    |    |     |     |
| ①保護者ニーズに合った事業の充実            | ・昼食サービスの試行実施の検証結果を踏まえた実施手法の検討【拡充】                           | 検討 |    |    |     |     |
|                             | ・留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加及び放課後オープンスクエアの運営時間の延長、朝の居場所づくりなどの検討【新規】 | 検討 |    |    |     |     |
|                             | ・保護者ニーズを把握できる仕組みづくり【拡充】                                     |    |    | 実施 |     |     |
| ②総合型放課後事業の制度等の周知            | ・様々な媒体・場による保護者への留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの事業趣旨の周知【拡充】            |    |    | 実施 |     |     |
|                             | ・留守家庭児童会室の保育料や放課後オープンスクエアの使用料の算定根拠の見える化・公表と定期的な検証【新規】       |    |    | 実施 |     |     |
|                             |                                                             |    |    |    |     |     |

※「検討」のみを記載している具体的方策については、検討内容を踏まえ、児童の放課後対策検討委員会等において、費用対効果や施策の優先順位等を見極め、実施の可否を判断することとします。

## 12 放課後行動計画の推進体制

放課後児童対策を計画的に推進していくためには、毎年度、PDCA サイクルの手法により、放課後行動計画に掲げる具体的方策や目標の達成状況等の検証・評価を行い、評価結果に基づき、継続的に見直しを行っていく必要があります。このため、児童の放課後環境の整備について検討する庁内委員会である児童の放課後対策検討委員会において、放課後行動計画の進行管理を行い、具体的方策や目標の達成状況等の検証・評価を行います。その上で、児童福祉や社会教育に関する有識者や関係機関等で構成する児童の放課後対策審議会において、内部評価の検証・評価を行い、その審議内容を踏まえ、必要に応じて放課後行動計画を見直し、子ども・若者総合計画への反映を行います。

総合型放課後事業を実施してから令和7年4月で3年目を迎えます。今後は、子ども・若者総合計画並びに放課後行動計画に基づき、放課後児童対策を計画的に進める中で、検証・見直しを行いながら、将来にわたって子どもにとってより良い居場所となるよう、総合型放課後事業のあり方について議論を重ねてまいります。



※<sup>1</sup>計画の進捗管理、具体的方策や目標の達成状況の検証・評価を行う

※<sup>2</sup>内部評価の検証・評価を行う